

第4期筑紫野市 障がい者福祉長期行動計画

令和6年度～令和11年度



令和6年4月
筑紫野市

はじめに

本市では、令和6年4月に「第七次筑紫野市総合計画」を策定し、「住みたいまち日本一」を目指し、7つの政策を設定し各種の施策を推進しています。

障がい者施策については、「第3期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画（平成30年度～令和5年度）」に基づき、アンケート調査で明らかとなった生活実態や課題、ニーズなどに対応するため、庁内関係各課や関係機関と連携をとり、その解決に努めてきたところです。

国においては「障害者基本法」に基づき、政府が講ずる障がい者施策の最も基本的な計画に位置付けられる「第5次障害者基本計画」が令和5年に策定されました。この計画では障がいの有無にかかわらず、誰もが同じように暮らせる社会を目指していく「ノーマライゼーション」の理念の下で、障がいのある人の社会への参加・参画に向けた施策が展開されています。

これらの変化に対応するため、アンケート調査を実施し、課題の解決に向け取り組むべき施策を見直し、「第4期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画」を策定しました。

本計画では、障がいへの理解、差別の解消等の人権の尊重が障がい者施策を推進する基本であると考え、計画の柱とするとともに、障がい者への虐待防止に関する取り組みを新たに設けております。

今後も国の制度改正の動向を踏まえながら「地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの」の実現に向けて取り組みを進めてまいります。

今回の計画策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました筑紫野市障害者施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただいた市民の皆様、関係団体の皆様に厚く御礼申し上げます。

今後とも「第4期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画」の推進に向け皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年4月



筑紫野市長 平井 一三

目次

第1章 第4期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
(1) 計画の位置付け	2
(2) 他計画との関係	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	2
5. 計画とSDGsとの関連	3
第2章 障がいのある人を取り巻く筑紫野市の現状	4
1. 人口・世帯の状況	4
(1) 人口ピラミッド	4
(2) 人口の推移	5
(3) 世帯数の推移	6
2. 障がいのある人の状況	7
(1) 身体障害者手帳所持者数の状況	7
(2) 療育手帳所持者数の状況	9
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者および自立支援医療（精神通院）受給者証 所持者数の状況	10
(4) 指定難病患者の状況	11
第3章 アンケート調査からみた本市の状況	12
1. 障がい者福祉に関するアンケート調査	12
(1) 調査の概要	12
(2) アンケート調査の主な結果	13
2. 障がい者福祉に関するアンケート調査（事業所版）	24
(1) 調査の概要	24
(2) アンケートの主な結果	25
3. 筑紫野市障害者施策推進協議会委員からの意見	29
第4章 計画の基本理念及び基本目標	30
1. 「第5次障害者基本計画」での基本的な視点	30
(1) 「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の理念の尊重及び整合性の確保	30
(2) 共生社会の実現に資する取り組みの推進	30
(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な視点	31
(4) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援	31
(5) SDGsへの対応	31
2. 計画の基本理念	32
3. 基本目標	32
4. 計画体系	33
第5章 基本目標ごとの取り組み	34
基本目標1. 相互に理解し、共に生き、支え合う地域福祉を推進する ～啓発・地域福祉活動～	34

①障がいを理由とした差別の解消の推進.....	34
②交流活動の推進.....	36
③福祉教育の充実.....	38
④重層的な支援体制の構築.....	39
⑤小地域福祉活動の推進.....	41
基本目標 2. 自立生活を支援する福祉サービスを推進する ～福祉サービスの充実～.....	43
①情報提供手段の整備・相談支援体制の充実.....	43
②在宅福祉サービスの充実.....	45
③居住系サービスの推進.....	47
④精神障がい者施策の推進.....	48
⑤発達障がい者施策の推進.....	49
⑥障がい福祉人材の確保・定着.....	50
基本目標 3. すこやかな自立生活を支える暮らしを支援する ～保健・医療体制の充実～.....	51
①保健・医療体制の充実.....	51
②難病患者施策の推進.....	53
基本目標 4. 子どものすこやかな発達を支援する ～療育・保育・教育の環境づくり～.....	54
①発達・療育支援環境の充実.....	54
②保育・教育環境の充実.....	55
③切れ目のない支援の仕組みづくり.....	56
基本目標 5. 地域での参加をうながす ～生涯学習の充実及び社会参加の充実～.....	57
①生涯学習の推進.....	57
②生涯スポーツ活動の推進.....	58
③情報コミュニケーション支援の充実.....	60
基本目標 6. 個々の状況に応じた就労支援を行う ～雇用・就労の促進～.....	61
①障がいのある人の就労に対する理解促進.....	61
②多様な雇用・就労の促進.....	63
③就労定着への支援.....	65
基本目標 7. 地域で安心して暮らせる環境づくりを支援する ～福祉のまちづくり～.....	67
①福祉のまちづくりの推進.....	67
②交通移動サービスの推進.....	69
③住宅環境整備の推進.....	70
④防犯・防災対策の推進.....	71
⑤虐待防止の推進.....	73
⑥交通安全体制の充実.....	74
第 6 章 計画の推進.....	75
1. 計画の進行管理及び点検、評価体制.....	75
2. 関係機関との連携.....	75
3. 国、県等に対する要請（要望）.....	75
4. 市職員の教育.....	75
用語解説集.....	76

第1章 第4期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画の概要

1. 計画策定の趣旨

わが国は平成26年1月に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准・締結を行いました。国では、この条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障がいのある人に係る制度の集中的な改革に取り組む中で、平成23年には「障害者基本法」の改正、平成24年には「障害者自立支援法」が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として、平成25年に施行されました。これにより、発達障がい者や難病患者等が障がい福祉サービスの対象となることが法律上明示され、利用者負担について応能負担を原則とするほか、相談支援の充実（支給決定プロセスの見直し、サービス等利用計画作成対象者の大幅な拡大等）、障がい児支援の強化（「児童福祉法」を基本として身近な地域での支援を充実、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設等）、地域における自立した生活のための支援の充実（グループホーム利用の際の助成を創設、重度の視覚障がい者の移動を支援するサービスの創設等）などの新しい内容が示されました。

令和5年には国が「障害者基本法」に基づき、政府が講ずる障がい者施策の最も基本的な計画に位置付けられる「第5次障害者基本計画」を策定しました。ノーマライゼーション^{※1}の理念の下で、障がいのある人の社会への参加・参画に向けた施策の一層の推進を図るための施策が展開されています。

近年では地震や台風といった自然災害による被害に加え、新型コロナウイルス感染症をはじめとした病気・感染症等への迅速な対応が求められています。障がい福祉分野においても、障がいのある人の安心・安全の確保や、保健衛生に関わる制度・環境の整備が必要です。社会情勢は日々変化をみせており、今後も本市に暮らす人が、地域において安心して生活できる社会を実現していくためには、障がいのある人を取り巻く環境の変化や状態・状況に応じた施策の推進と、支援体制の構築を図ることが必要となります。

この度「第3期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画」の計画期間が終了することから、本市における障がい者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障がい者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として「第4期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

筑紫野市障がい者福祉長期行動計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者福祉施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

(2) 他計画との関係

本計画は、「筑紫野市総合計画」の分野別計画として、障がい者福祉の視点から施策を推進する計画として位置づけています。

また、本計画は上位計画である「筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の他、「筑紫野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「筑紫野市子ども・子育て支援事業計画」等の市の関連計画及び国・県の関連計画と整合性と調和を図り策定するものとします。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間とします。

4. 計画の策定体制

本計画の策定については、筑紫野市障害者施策検討委員会設置要綱によって任命されている関係各課の検討委員及びその他の必要職員でその作業を行います。

障がい者福祉施策全般にわたる関係各課の施策については、「筑紫野市障害者施策推進協議会設置条例」に基づき、福祉関係者、障がい者団体の代表や相談員、学識経験者などで構成される「筑紫野市障害者施策推進協議会」で検討、提言を行い、「計画案」を市長に報告することとします。

なお、計画策定を担当する事務局は、健康福祉部生活福祉課に置くこととします。

5. 計画とSDGsとの関連

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）の略で、平成27年9月の国連サミットで採択された令和12年までの国際社会共通の目標です。先進国も途上国も、企業や個人など、皆が協力し、持続可能でより良い世界をつくろうと17の共通の目標（ゴール）から構成されています。

わが国では、令和元年12月に「SDGs実施指針改定版」が定められ、地方自治体で「様々な計画にSDGsの要素を反映させること」が期待されています。

SDGsの達成のためには、障がいのある人を含めた「誰一人取り残さない」取り組みを推進する必要があります。

特に、SDGsの目標4（教育）、8（成長・雇用）、10（不平等）、11（都市）、17（実施手段）について、障がい、障がいのある人に直接言及したターゲットが含まれていますが、これに加え、目標3（健康と福祉）、16（公正）についても本計画に関わる目標となると考えられます。

本計画の取り組みが下記のどの目標に関連しているかを計画の中で明示することで、SDGsとの整合を図ります。

持続可能な開発目標（SDGs）



第2章 障がいのある人を取り巻く筑紫野市の現状

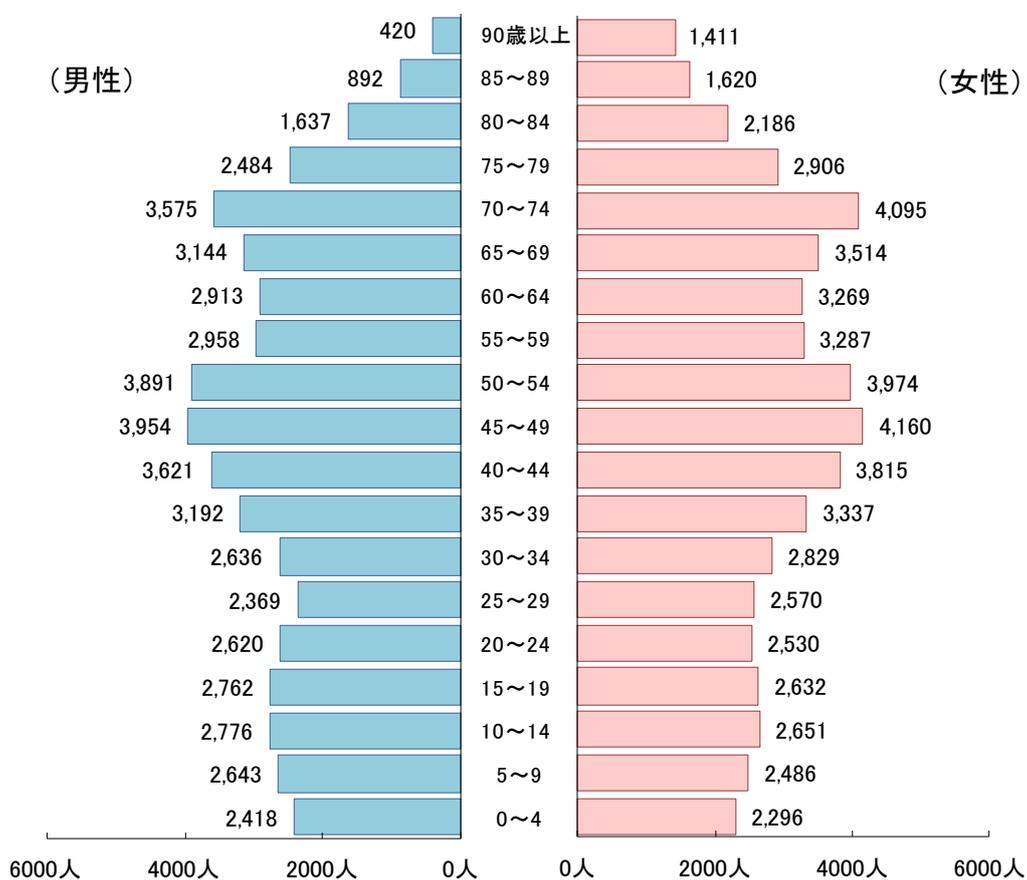
1. 人口・世帯の状況

(1) 人口ピラミッド

本市の総人口は令和5年3月末時点で106,473人であり、うち、男性は50,905人、女性は55,568人となっています（図表1）。

そのうち、高齢者の人口は27,884人で、総人口に対する高齢者の割合（高齢化率）は26.2%となっています。高齢化率は男性（23.9%）よりも女性（28.3%）の方が高くなっています。

図表1 人口ピラミッド



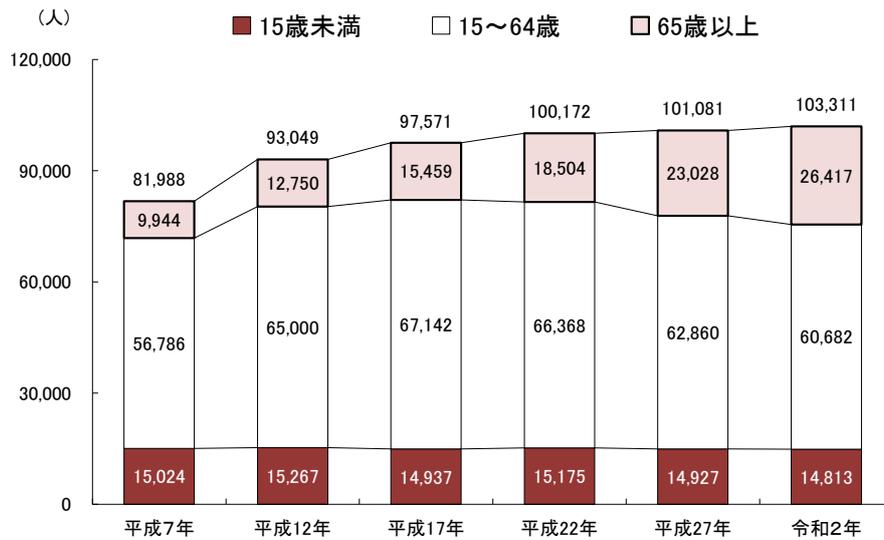
資料：住民基本台帳（令和5年3月31日時点）

(2) 人口の推移

平成7年以降、人口の推移をみると、総人口は増加傾向で推移しています（図表2）。

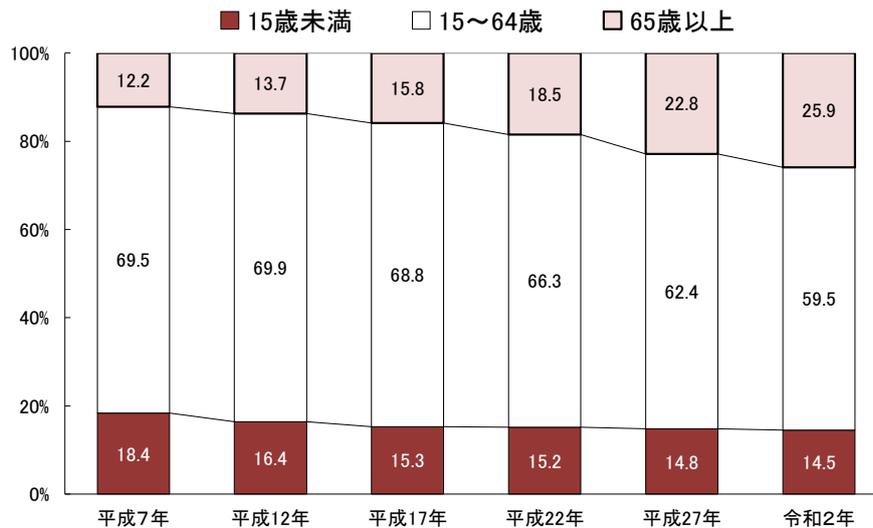
年齢区別の構成比をみると、15歳未満である年少人口と15～64歳の生産年齢人口の割合は継続して減少している一方、65歳以上の高齢者人口割合は継続して増加を続けており、高齢化が進行していることがわかります（図表3）。

図表2 年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

図表3 年齢3区分別人口割合の推移

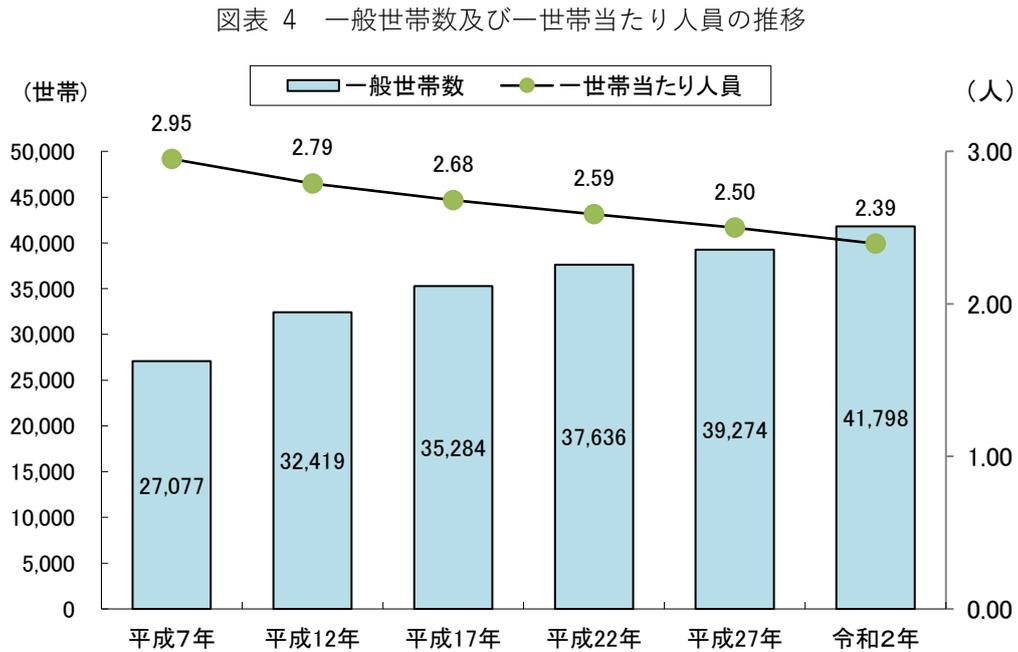


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

(3) 世帯数の推移

平成12年以降、一般世帯数は継続して増加しており、令和2年時点で41,798世帯となっています（図表4）。

一方で、一世帯当たりの人員は平成12年の2.79人から令和2年の2.39人と減少しており、世帯の小規模化が進んでいることがわかります。



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

2. 障がいのある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の状況

平成 29 年度からの 6 年間の身体障害者手帳所持者数をみると、微増傾向で推移していることがわかります（図表 5）。

障がい種別でみると、「肢体不自由」が最も多く 1,673 人で、次いで、「内部障がい」（1,201 人）、「視覚障がい」（343 人）と続きます（図表 6）。

18 歳未満では、「肢体不自由」が最も多く、次いで「視覚障がい」、「聴覚・平衡機能障がい」と続きます。

図表 5 等級別身体障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	1,207	1,207	1,209	1,188	1,209	1,223
2級	392	496	489	505	500	510
3級	484	489	492	473	471	463
4級	918	838	843	863	876	893
5級	267	254	255	260	256	257
6級	269	251	249	251	240	245
合計	3,538	3,535	3,537	3,540	3,552	3,591
総人口	103,620	103,818	104,322	104,941	105,782	106,473
総人口に占める割合(%)	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4

資料：生活福祉課（各年度末時点）

図表 6 身体障害者手帳所持者数の内訳（単位：人）

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	18歳未満	7	2	0	2	4	0	15
	18歳以上	138	112	22	19	27	10	328
	合計	145	114	22	21	31	10	343
聴覚・平衡 機能障がい	18歳未満	1	6	0	1	0	6	14
	18歳以上	8	66	38	96	0	115	323
	合計	9	72	38	97	0	121	337
音声・言語 障がい	18歳未満	0	0	0	0			0
	18歳以上	4	1	19	13			37
	合計	4	1	19	13			37
肢体不自由	18歳未満	30	6	2	3	1	1	43
	18歳以上	287	307	244	454	225	113	1,630
	合計	317	313	246	457	226	114	1,673
内部障がい	18歳未満	11	0	1	0			12
	18歳以上	737	10	137	305			1,189
	合計	748	10	138	305			1,201
合計	18歳未満	49	14	3	6	5	7	84
	18歳以上	1,174	496	460	887	252	238	3,507
	合計	1,223	510	463	893	257	245	3,591

資料：生活福祉課（令和5年3月31日時点）

(2) 療育手帳所持者数の状況

療育手帳所持者数は、令和4年度末時点で838人となっており、平成29年度以降、増加傾向にあります（図表7）。

障がい程度別にみると、令和4年までの6年間でB1判定の方が約1.3倍、B2判定の方が約1.4倍となっており、比較的軽度の方の増加が目立っています（図表8）。

図表7 年齢階層別療育手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	210	213	204	223	252	277
18歳以上	470	489	494	520	547	561
合計	680	702	698	743	799	838
総人口	103,620	103,818	104,322	104,941	105,782	106,473
総人口に占める割合(%)	0.66	0.68	0.67	0.71	0.76	0.79

資料：生活福祉課（各年度末時点）

図表8 障がい程度別療育手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A1判定	133	130	130	136	142	140
A2判定	175	173	173	178	193	191
A3判定	12	11	11	11	14	11
B1判定	175	188	178	193	210	226
B2判定	185	200	206	225	240	270
合計	680	702	698	743	799	838

資料：生活福祉課（各年度末時点）

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者および自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、令和4年度末現在では1,127人となっており、平成29年度の798人と比較すると、約1.4倍となっています（図表9）。

等級別にみると、平成29年度からの6年間で、全ての等級で増加しています。

自立支援医療（精神）利用者数の推移をみると、平成29年度からの6年間で約1.2倍となっています（図表10）。

図表9 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	57	55	54	66	75	74
2級	483	543	551	586	634	660
3級	258	278	272	289	305	393
合計	798	876	877	941	1,014	1,127
総人口	103,620	103,818	104,322	104,941	105,782	106,473
総人口に占める割合(%)	0.77	0.84	0.84	0.90	0.96	1.06

資料：生活福祉課（各年度末時点）

図表10 自立支援医療（精神）利用者数の推移（単位：人）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	1,590	1,664	1,753	1,825	1,897	1,986

資料：生活福祉課（各年度末時点）

(4) 指定難病患者の状況

平成 26 年 5 月 23 日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成 27 年 1 月 1 日から、指定難病にかかっている方に対する新たな医療費助成制度が始まりました。この法律に基づく医療費助成対象疾病は平成 27 年 1 月 1 日に 56 疾病から 110 疾病となり、平成 27 年 7 月 1 日から 306 疾病、平成 29 年 4 月 1 日から 330 疾病、平成 30 年 4 月 1 日には 331 疾病、令和元年 7 月 1 日に 333 疾病、令和 3 年 11 月 1 日から 366 疾病に拡大されました。さらに、令和 6 年 4 月より、対象疾病が 369 疾病に見直される見込みです。

筑紫地区 5 市の特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は増加傾向となっており、平成 29 年度からの 6 年間で約 1.2 倍（648 人増）となっています（図表 11）。

図表 11 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移（単位：人）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	2,745	2,825	2,886	3,022	3,356	3,393

資料：生活福祉課調べ（各年度末時点）※筑紫地区 5 市の合計

第3章 アンケート調査からみた本市の状況

1. 障がい者福祉に関するアンケート調査

(1) 調査の概要

①調査の目的

心身に障がい（疾病）のある人の生活の現状や日常生活の要望等を把握し、「第4期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画」策定の基礎資料を得る目的でアンケートを実施しました。

②調査の設計と回収状況

調査対象者	筑紫野市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している人
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
発送数	3,000 票
有効回収数 (有効回収率)	1,753 票 (58.4%) ・身体障がい者：1,142 票 ・知的障がい者：178 票 ・精神障がい者：254 票 ・重複：135 票 (身体・知的障がい者：63 票) (身体・精神障がい者：47 票) (知的・精神障がい者：14 票) (身体・知的・精神障がい者：11 票) ・不明：44 票
調査期間	令和4年11月21日(月)～令和4年12月9日(金) ※ただし、令和4年12月21日(水)までに返送された調査票を集計しています。

③調査結果の見方

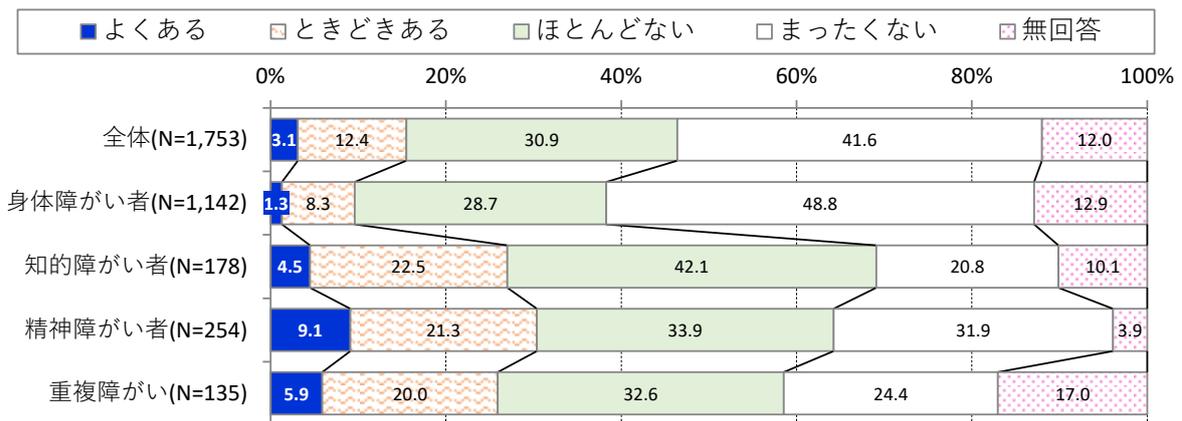
- 回答は、各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示していますが、小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答を求めた質問では、回答比率の合計が100.0%を超えます。
- 回答があっても、小数点第2位を四捨五入して0.1%に満たない場合は、表・グラフには「0.0」と表記しています。

(2) アンケート調査の主な結果

①障がいを経験した理由としての差別の有無について

障がいがあるために差別を受けた経験があるかをたずねたところ、「よくある」「ときどきある」と回答した人は知的障がい者、精神障がい者で約3割となっており、身体障がい者と比較して高い傾向にあります（図表 12）。

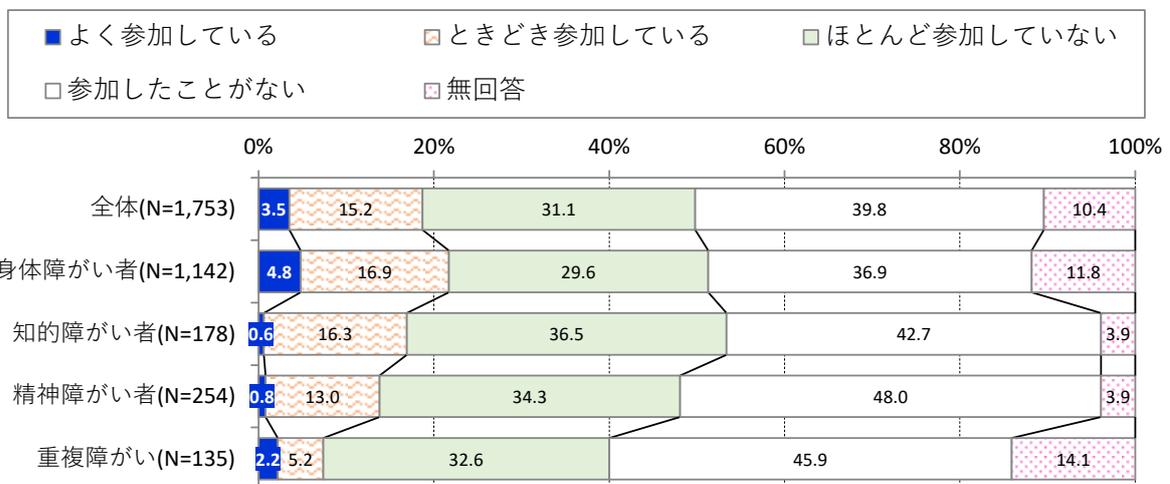
図表 12 障がいを経験した理由としての差別の有無



②地域活動への参加状況について

地域活動への参加状況についてたずねたところ、「よく参加している」「時々参加している」が全体の約2割弱、「ほとんど参加していない」「参加したことがない」が全体の約7割となっています。「ほとんど参加していない」「参加したことがない」と回答した人の割合は、知的障がい者、精神障がい者で約8割となっています（図表 13）。

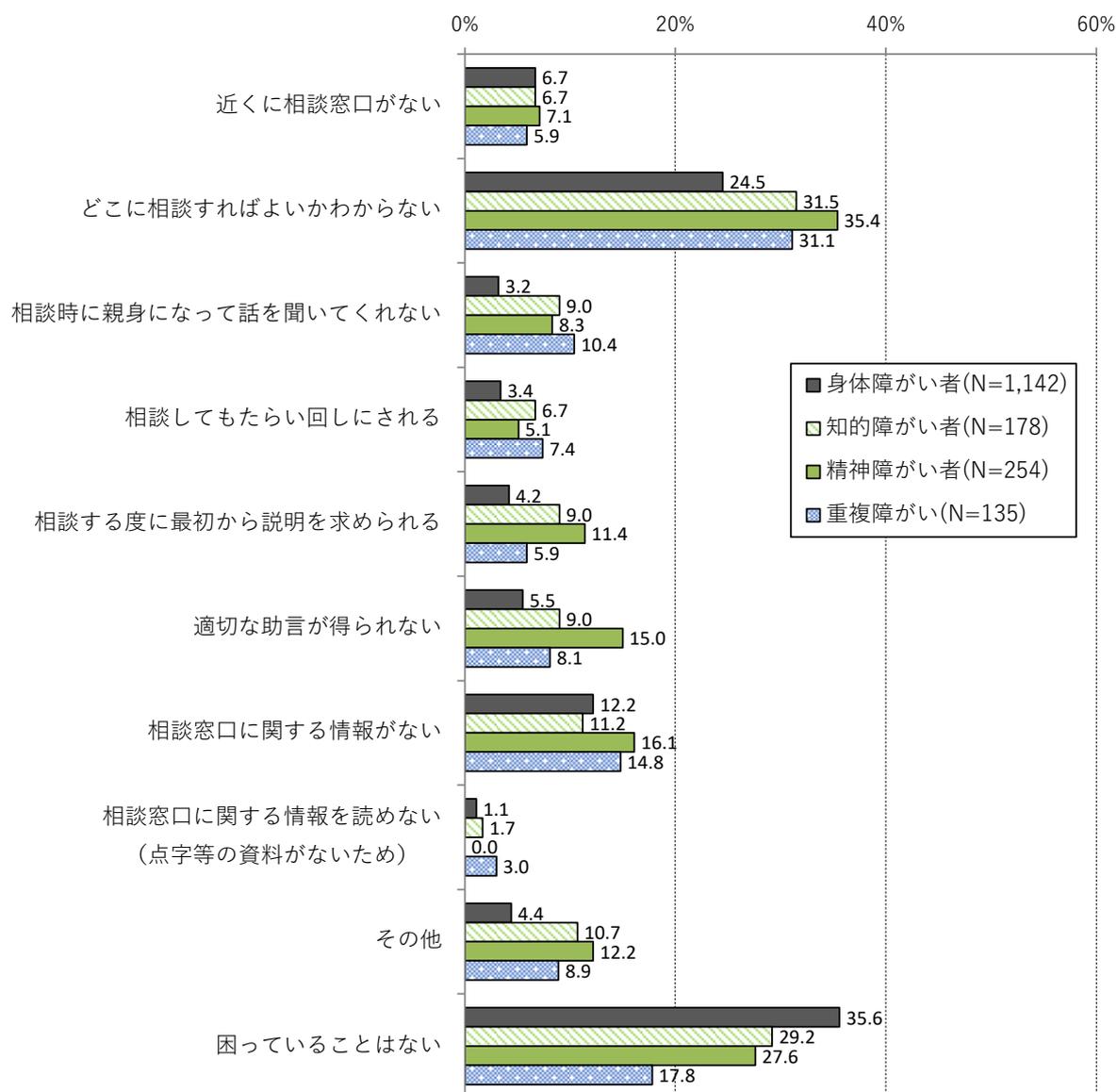
図表 13 地域の活動に参加していますか



③不安や悩みの相談について

不安や悩みを相談する際に困ることについて、「どこに相談すればよいかわからない」の回答率が最も高くなっています。障がい種別に見ると、身体障がい者は「困っていることはない」が一番多く、知的障がい者、精神障がい者は「どこに相談すればよいかわからない」の回答率が最も高くなっています（図表 14）。

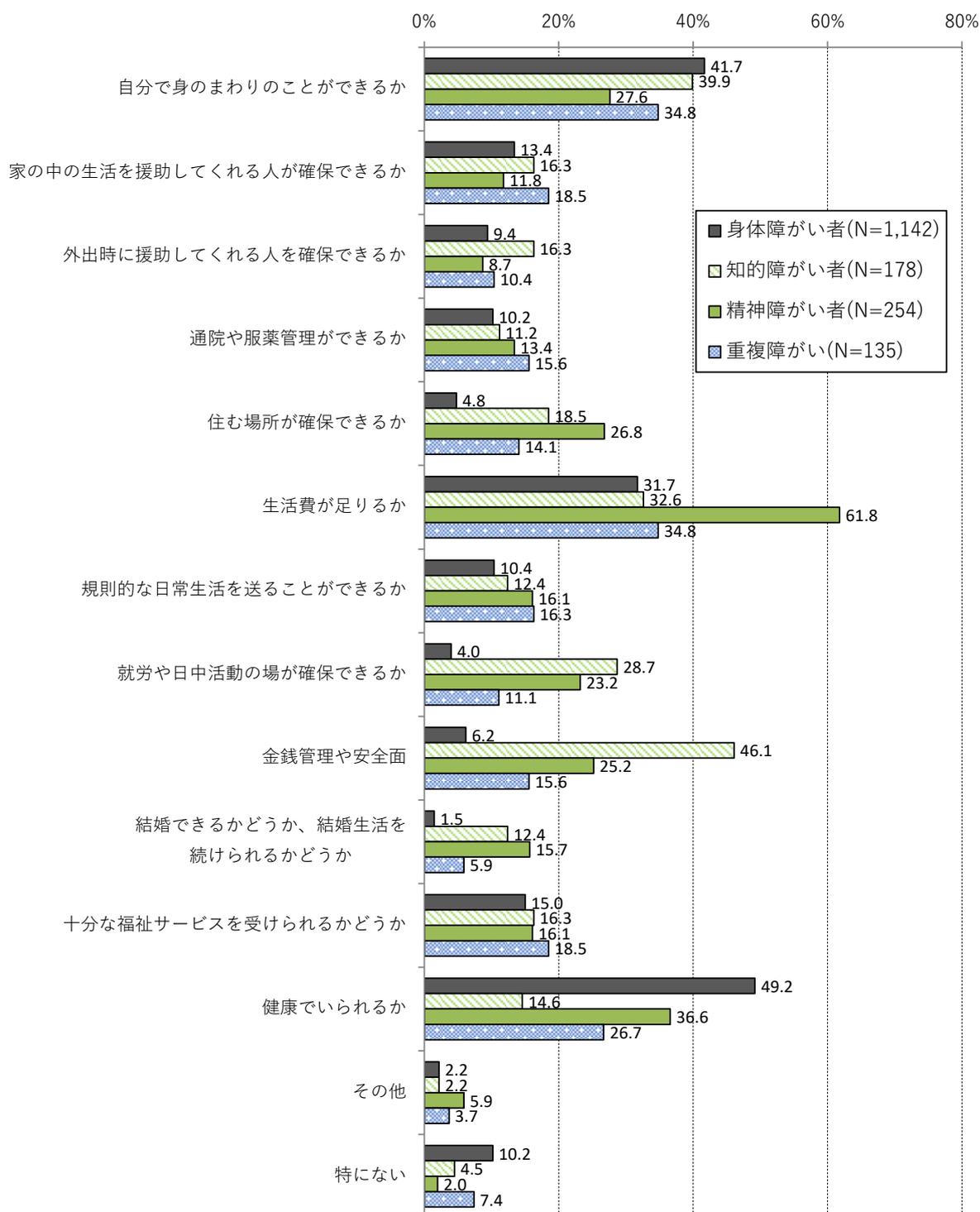
図表 14 不安や悩みを相談する際に困ること



④将来について

将来の不安についてたずねたところ、最も回答率が高かったのは、身体障がい者で「健康でいられるか」、知的障がい者で「金銭管理や安全面」、精神障がい者で「生活費が足りるか」となっています（図表 15）。

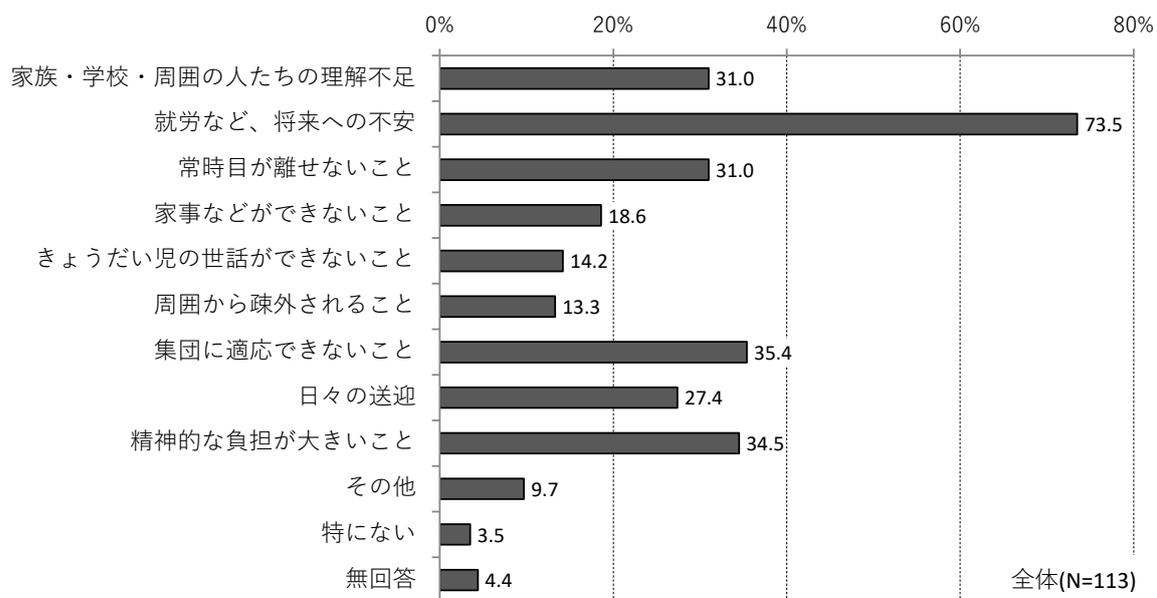
図表 15 将来に関する不安



⑤子育てに関する悩みや困りことについて

障がい者手帳を所持しているお子さんを育てるうえで困っていることや悩んでいることについてたずねたところ、「就労など、将来への不安」、「集団に適應できないこと」、「精神的な負担が大きいこと」等の回答率が高くなっています（図表 16）。

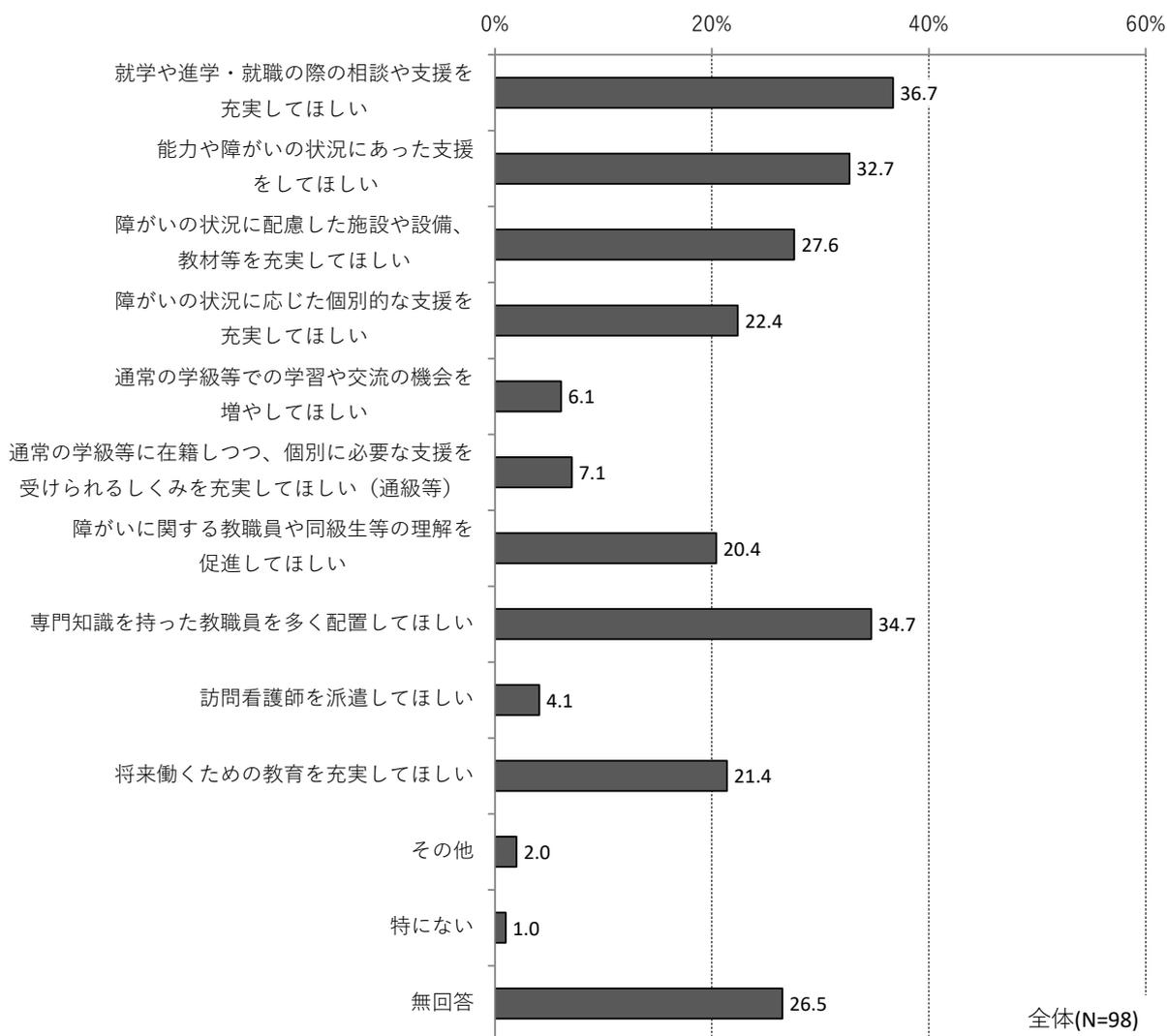
図表 16 お子さんを育てるうえで困っていることや悩んでいること



⑥保育や教育に対する要望について

保育・教育に関する要望をたずねたところ、「就学や進学・就職の際の相談や支援を充実してほしい」が最も多く 36.7%、次いで「専門知識を持った教職員を多く配置してほしい」が 34.7%、「能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい」が 32.7%と続きます（図表 17）。

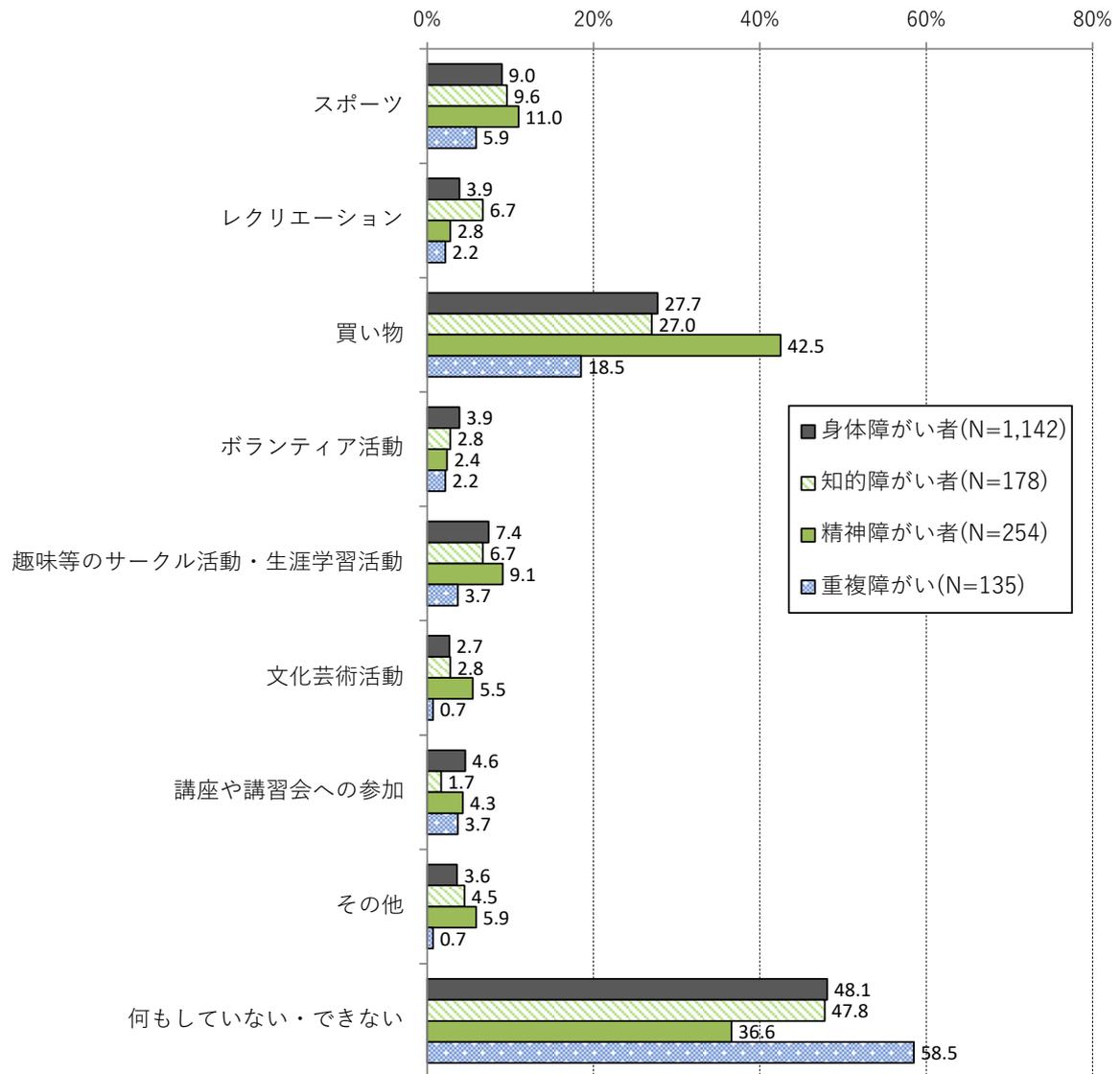
図表 17 保育・教育に関する要望



⑦スポーツや文化活動等への参加について

普段、スポーツや文化活動等をしているかをたずねたところ、「何もしていない・できない」の回答率が一番多い結果となっています（図表 18）。

図表 18 普段、スポーツや文化活動等をしているか

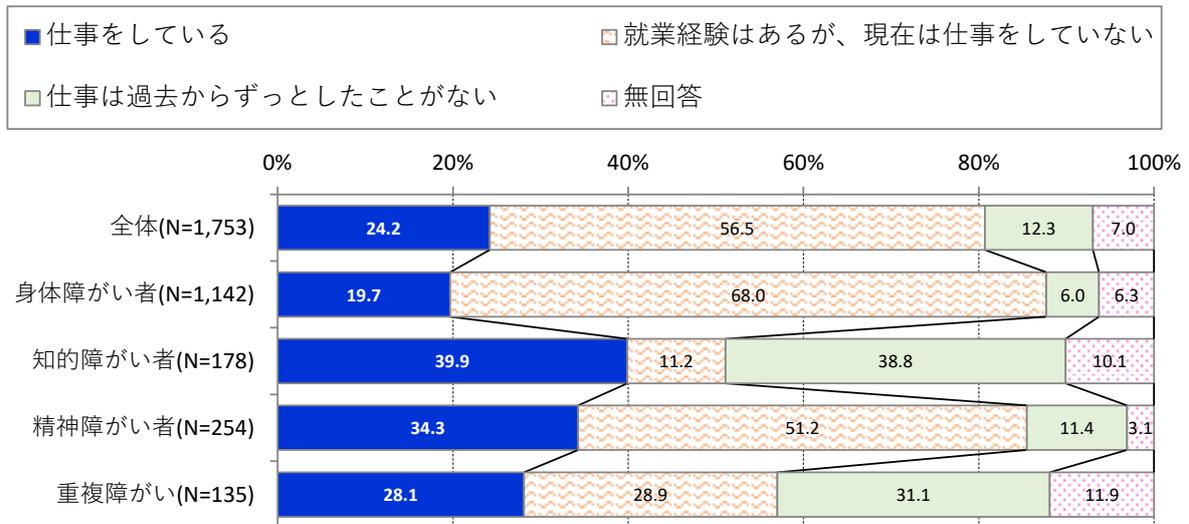


⑧就労について

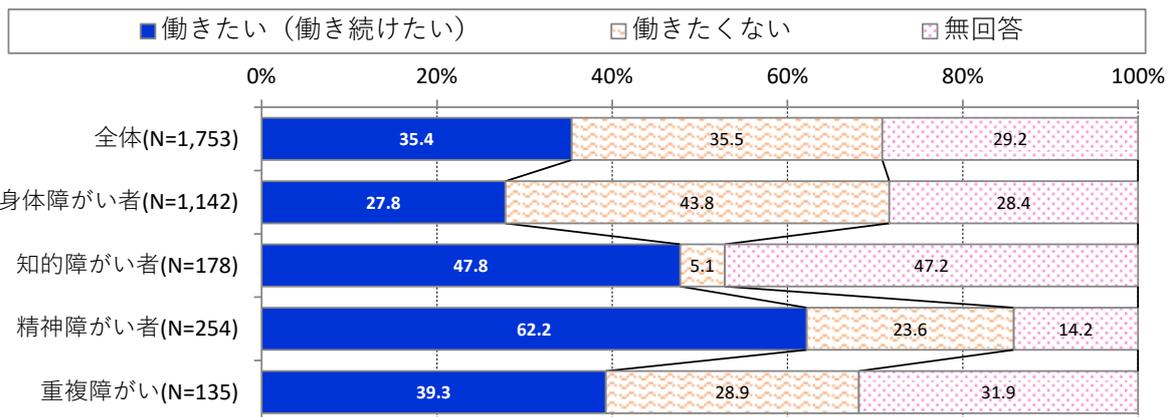
現在の就労状況についてたずねたところ、全体では「仕事をしている」が24.2%、「就業経験はあるが、現在は仕事をしていない」が56.5%、「仕事は過去からずっとしたことがない」が12.3%となっています（図表19）。

また、今後の就労意向についてたずねたところ、「働きたい（働き続けたい）」が35.4%、「働きたくない」が35.5%となっています（図表20）。

図表 19 現在の就労状況

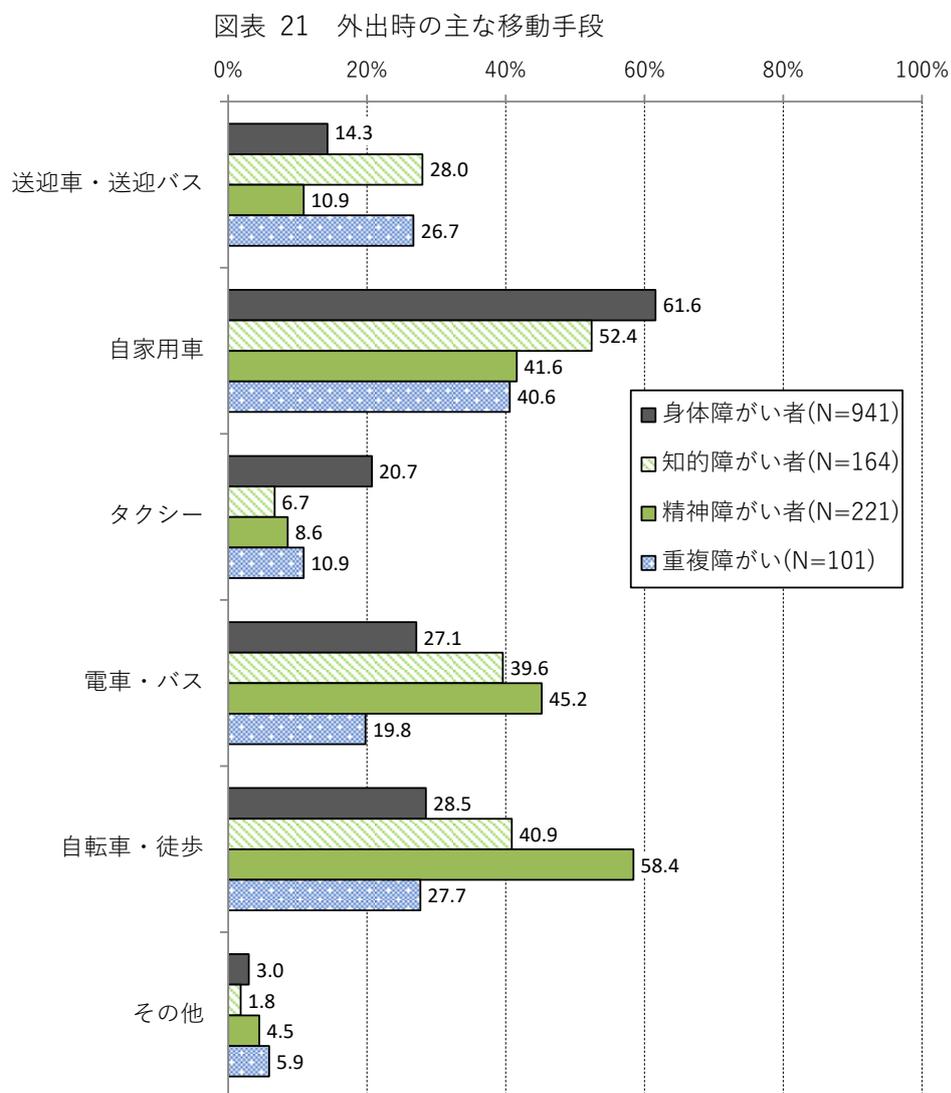


図表 20 今後の就労意向



⑨外出の際の移動手段について

外出の際の主な交通手段についてたずねたところ、身体障がい者、知的障がい者で「自家用車」の回答率が高くなっています。一方、精神障がい者では「自転車・徒歩」「電車・バス」の回答率が高くなっています（図表 21）。

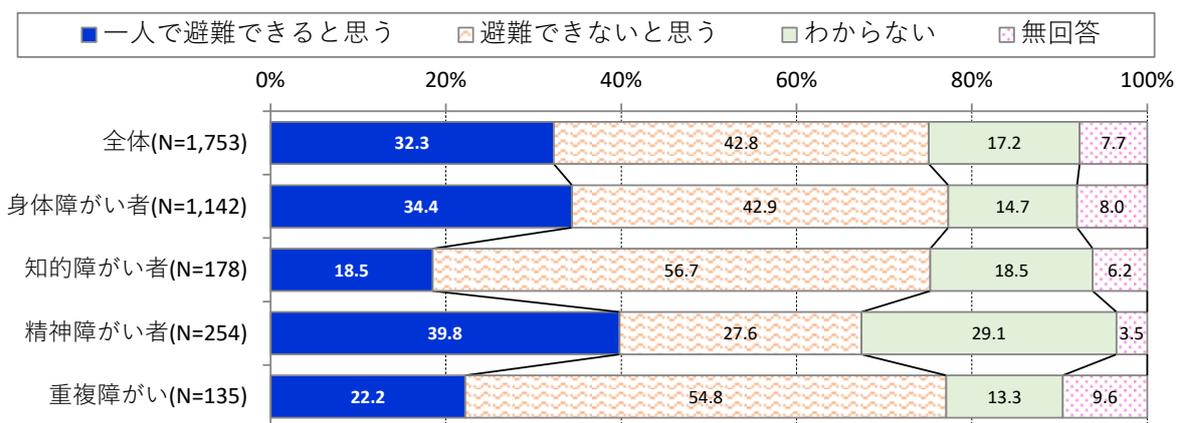


⑩災害について

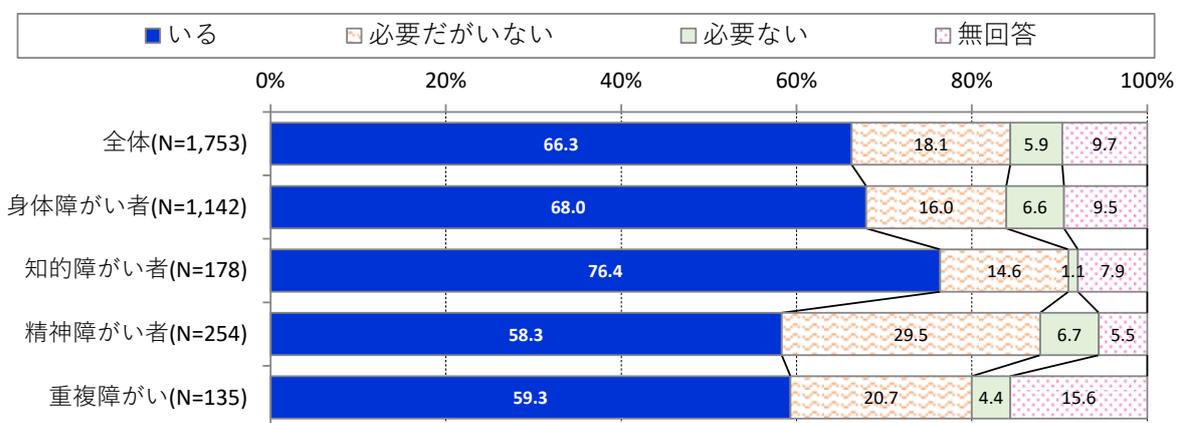
災害時に一人で避難できると思うかをたずねたところ、「避難できないと思う」の回答率は、身体障がい者で42.9%、知的障がい者で56.7%、精神障がい者で27.6%となっており、身体障がい者、知的障がい者で高くなっています（図表22）。

また、災害等の緊急時に身近に頼れる人がいるかをたずねた設問では、「必要だがいない」の回答率が精神障がい者で最も高くなっています（図表23）。

図表 22 災害時に一人で避難できると思うか



図表 23 災害等の緊急時に身近に頼れる人はいるか



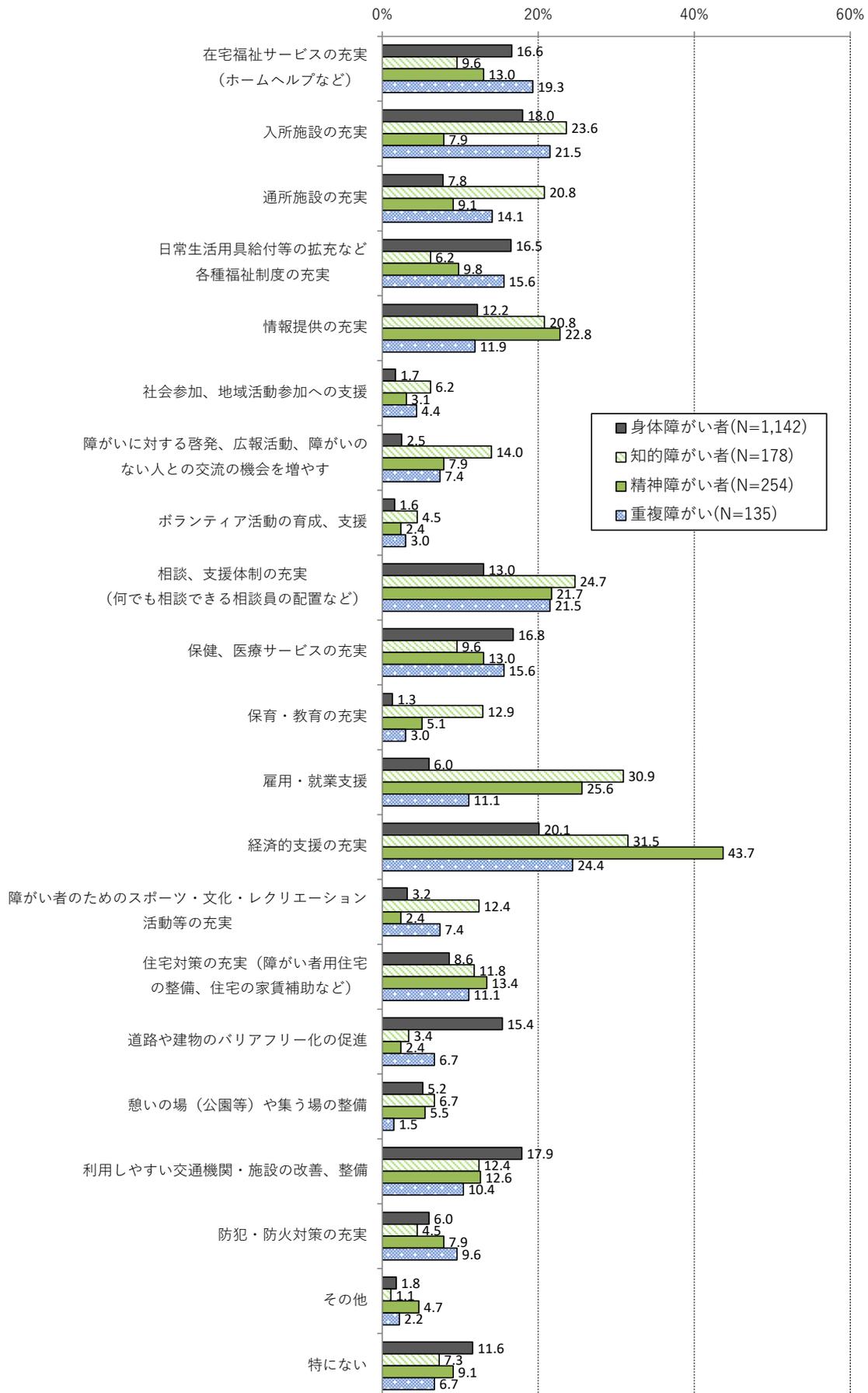
⑪今後行政に力を入れてほしいことについて

行政に対して、今後、力を入れてほしいことについて、身体障がい者では「経済的支援の充実」、「入所施設の充実」、「利用しやすい交通機関・施設の改善、整備」の回答率が高くなっています（図表 24）。

知的障がい者では「経済的支援の充実」、「雇用・就業支援」、「相談、支援体制の充実（何でも相談できる相談員の配置など）」の回答率が高くなっています。

精神障がい者では「経済的支援の充実」、「雇用・就業支援」、「情報提供の充実」の回答率が高くなっています。

図表 24 行政に対する要望



2. 障がい者福祉に関するアンケート調査（事業所版）

（1）調査の概要

①調査の目的

本市内に住所を置く障がい福祉サービス事業所の現状や日常生活の要望等を把握し、「第4期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画」策定の基礎資料を得る目的でアンケートを実施しました。

②調査の設計と回収状況

調査対象者	筑紫野市内に住所を置く障がい福祉サービス事業所（サービスの種別は問わない）
調査方法	郵送による配布・回収
発送数	87 票
有効回収数 （有効回収率）	56 票（64.4%）
調査期間	令和4年11月18日（金）～令和4年12月9日（金）まで ※ただし、令和4年12月28日（水）までに返送された調査票を集計しています。

【回答者（事業所）の種別と回答数】

事業所種別	事業所数	事業所種別	事業所数
放課後等デイサービス	15	共同生活援助（グループホーム）	4
児童発達支援	14	地域定着支援	4
居宅介護	11	移動支援	4
就労継続支援B型	10	重度訪問介護	3
計画相談支援	10	保育所等訪問支援	2
生活介護	7	行動援護	1
障害児相談支援	6	短期入所	1
地域移行支援	5	自立訓練（生活訓練）	1
同行援護	4	就労移行支援	1
就労継続支援A型	4	地域活動支援センター	1
		合計	56団体

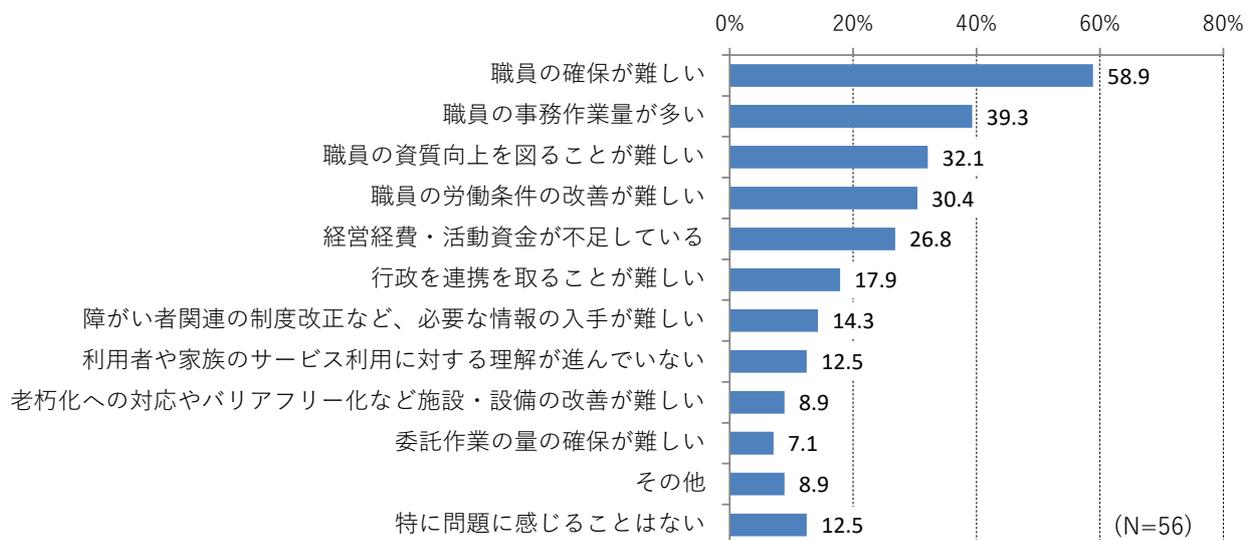
(2) アンケートの主な結果

①事業の運営上での課題や問題

事業の運営を進めていく上で、課題や問題を感じることにについてたずねたところ、「職員の確保が難しい」と回答した事業所の割合が最も高く、58.9%となっています（図表 25）。

次いで、「職員の事務作業量が多い」（39.3%）、「職員の資質向上を図ることが難しい」（32.1%）と続きます。

図表 25 事業の運営を進めていく上で、課題や問題を感じることはありますか（複数回答）

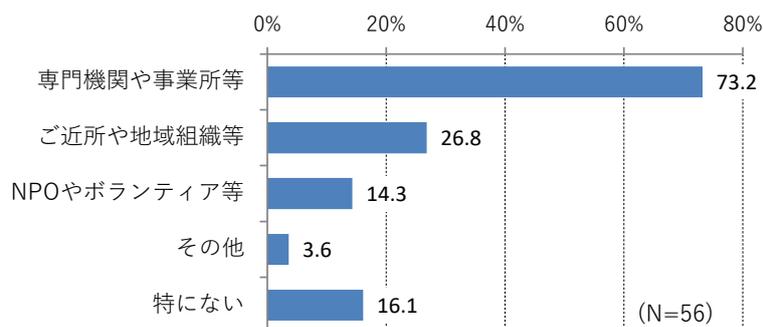


②連携・協力している機関や団体

事業を運営する中で、連携・協力している機関や団体があるかについてたずねたところ、「専門機関や事業所等」と回答した事業所の割合が最も高く、73.2%となっています（図表 26）。

次いで、「ご近所や地域組織等」（26.8%）、「NPO やボランティア等」（14.3%）と続きます。

図表 26 事業を運営する中で、連携・協力している機関や団体はありますか（複数回答）



■連携・協力している機関

【専門機関や事業所等】

- ・医療機関
- ・他の障がい福祉サービス事業所
- ・市障がい福祉担当窓口
- ・療育相談窓口
- ・家庭児童相談室
- ・保育所、幼稚園
- ・学校（担任やスクールソーシャルワーカー）等
- ・市子育て支援センター
- ・就労支援施設
- ・消防署、警察署
- ・介護保険施設
- ・相談支援事業所

【ご近所や地域組織等】

- ・町内会
- ・農家
- ・コンビニエンスストア、販売店

【NPO やボランティア等】

- ・地域のボランティア団体
- ・通学支援ボランティア
- ・民生委員
- ・民間企業のボランティア

■連携・協力している内容

- ・医療機関や他の障がい福祉サービス事業所と情報共有したり、担当者会議を開催したりしている。
- ・医療機関や他の障がい福祉サービス事業所、学校等支援をする関係者間で、支援の内容や利用者の状況、自宅での様子、これまでの病歴等必要事項について情報を共有している。
- ・医療機関と治療の状況を共有している。
- ・避難訓練や防犯訓練で消防や警察と連携している。
- ・地域から仕事の依頼をいただいている。
- ・地元農家と連携して農業体験をおこなっている。
- ・レクリエーション活動、販売活動など。

③「行政」「関係機関」「団体」「市民」などが連携を深めていくために必要な取り組み

今後、「行政」「関係機関」「団体」「市民」などが連携を深めていくためには、どのような取り組みが必要だと思ふかをたずねたところ、障がいのある人や障がいの理解のための啓発・教育・交流の促進、関係機関や行政・事業所間の連携体制を強化することについての意見が多くあがりました。

特に行政に対しては、ネットワークの構築や相談から支援につなげるまでのスムーズな連携や横断的な取り組みを求める声が多く、行政が中心となり、関係機関・団体・市民等との連携体制を構築していくような体制が求められています。

■行政に対する意見・要望

- ・縦割り型の組織体制を見直す
- ・行政や関係機関等での情報交換
- ・行政が主催するネットワーク会議等の開催
- ・横断的な行事の開催など

■その他の意見・要望

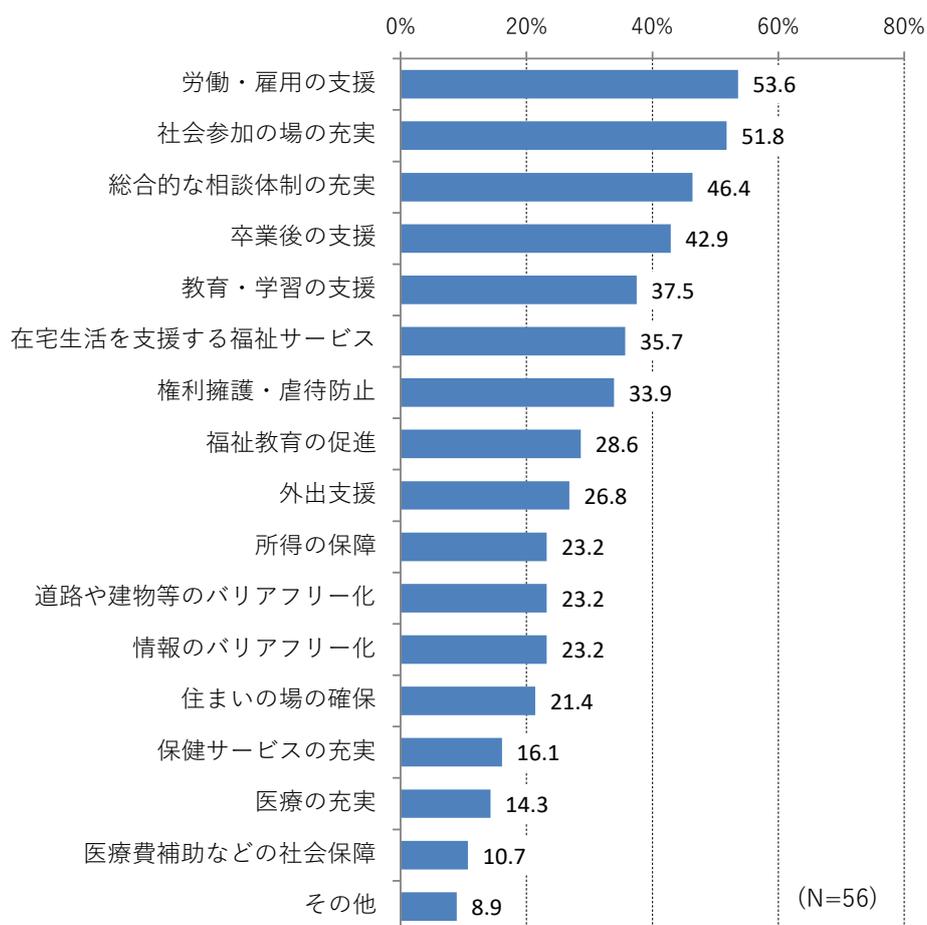
- ・相互理解、分かりあうための教育、啓発
- ・イベントの開催
- ・ソーシャルワーカーの育成
- ・相談支援専門員の育成、質の向上
- ・顔の見える関係づくり、交流の場をつくる

④市が取り組む必要があると思う分野

筑紫野市が障がいがあっても暮らしやすいまちになるためには、次のうちどの分野に取り組むことが必要だと思うかをたずねたところ、「労働・雇用の支援」と回答した事業所の割合が最も高く、53.6%となっています（図表 27）。

次いで、「社会参加の場の充実」（51.8%）、「総合的な相談体制の充実」（46.4%）と続きます。

図表 27 筑紫野市が障がいがあっても暮らしやすいまちになるためには、次のうちどの分野に取り組むことが必要だと思いますか（複数回答）



■具体的に必要だと思うこと

【労働・雇用】

- ・雇用の創出、働く場の充実
- ・雇用から就業後までの情報共有体制
- ・支援者の人材確保のための啓発等の取り組み
- ・行政、事業者との連携

【権利擁護・虐待防止】

- ・虐待防止のための勉強会や研修会の開催と、賃上げ等によるサービスの質の確保
- ・新たな偏見や差別を生み出さないための福祉教育、官民合同の勉強会や障がい者雇用の促進
- ・事業所と行政のスムーズな連携

【社会参加の場】

- ・障がいへの理解を深める教室等の開催
- ・イベント、余暇活動の場の充実

【総合的な相談体制】

- ・ 基幹相談支援センターの組織化、活用
- ・ 市町村との連携
- ・ 相談支援専門員の質の向上
- ・ 相談窓口の情報提供の充実
- ・ 介護保険や障がい福祉の対象にならない人々や、貧困、児童虐待、学習支援などにも対応可能な相談機能

【卒業後】

- ・ 発達支援、放課後等デイサービス、就労支援までの移行がスムーズに切れ目なくできる体制構築
- ・ 放課後等デイサービスでも進路の相談を受けられるようにしたい
- ・ 進路の幅を広げるような支援
- ・ 特別支援学校卒業後にも関係が途切れないような体制

【教育・学習】

- ・ 保育や教育の場での理解の促進
- ・ 就学前から就学後のスムーズな引継ぎ、連携
- ・ 保育士や受け入れ可能な保育園の確保
- ・ 不登校児や引きこもりの方が利用できる福祉サービスやサポート、学習支援等の充実、体制づくり

【在宅生活を支援する福祉サービス】

- ・ 障がい福祉サービス制度を分かりやすくする
- ・ 個別ニーズに応じたきめ細かい支援
- ・ 家庭生活を支える仕組みづくり
- ・ 未就学児への支援
- ・ 差別のない地域風土づくり
- ・ ヘルパー等福祉人材の確保
- ・ 在宅ワークの推進

【福祉教育】

- ・ 子どもたちの福祉に対する関心理解を深める教育の充実
- ・ 福祉教育に対する予算の振り分けの増加（教育現場でも人材不足は深刻であるため、コミュニティチャーを計画的に雇用する等の予算が必要。）

【外出支援】

- ・ コミュニティバスの充実、ルートの拡充
- ・ 外出支援のヘルパーが不足している

【所得】

- ・ 一人暮らし世帯への保障
- ・ 現物給付（サービス等）を含めた経済的支援

【道路や建物のバリアフリー化】

- ・ 福祉事業所を巡回するバスの運行
- ・ 歩道、道路の道幅の整備、段差等の解消
- ・ 点字ブロックの標準設置

【情報のバリアフリー】

- ・ 制度の理解が進んでいないので、情報の周知を今まで以上に取り組んでほしい
- ・ 事業所間だけでなく行政と事業所間の情報共有のためのコミュニケーションの場の充実

【住まい】

- ・ グループホーム設立の支援をしてほしい

【保健サービス】

- ・ 幼児健診後の保護者サポート（支援の案内等）の充実

【医療】

- ・ 市内の小児の発達専門医の確保

【その他】

- ・ 災害発生時に備えた情報共有・支援体制の充実
- ・ 自殺、虐待等命に係わるような重大な事例に対する研修会やイベントの開催

3. 筑紫野市障害者施策推進協議会委員からの意見

有識者等で構成される筑紫野市障害者施策推進協議会を設置し、本計画の策定について意見を提出していただいています。令和4年度に実施したアンケート調査結果を踏まえ、協議会委員から提出された意見、また意見に対する計画への反映・対応は以下のとおりです。

意見集約期間：令和5年3月30日から令和5年4月28日まで

委員からのご意見	計画への反映・対応
コミュニティバスが利用しにくい、線路沿線以外に移動手段がなく不便。	交通移動サービスの推進について、関係課と調整し、利用者のニーズに沿った移動支援、施策について検討する。
災害時、緊急時に支援を要する障がい者の情報が、地域で手に入らない。共助の部分で何か取り組みができないか。	災害時、緊急時の助け合いについての記載内容をより充実させる。
ひとり親家庭の障がい児やダブルケア ^{※2} 、ヤングケアラー ^{※3} 等の当事者からの回答があった。	市役所の関係各課や行政機関同士の連携について追記する。
総合計画同様、SDGsとの関連付けも記載してはどうか。	計画中の基本目標がSDGsの目標に関連しているかを計画書の中で明示する。
事業者間の横のつながりがなく、事業者同士、事業者と行政機関との連携・情報共有が必要との意見が多い。	支援機関同士の関係づくりや自立支援協議会、ネットワーク会議等について計画の中で位置付ける。
施策・サービスがあるのに必要とする人に情報が届いていないのか、施策・サービスが実施されていないのか原因を究明すべき。	計画中でサービス提供体制の充実、情報発信の充実について記載を充実させる。
同居者が主に介護をしている実態があるため、筑紫野市における介助者支援の現状と課題を検討するべきではないか。	計画中で、アンケートから分かる家族介助者の状況について触れる。
近所の人との関わりについて、「顔も知らない人がほとんど」と回答した人が前回調査よりも増えている。	障がいのある人と地域のつながりについてアンケート結果を記載する。
差別経験者は前回調査より増えており、特に知的障がい者では10ポイント増となっており、地域とのつながりが希薄になっている。	障がいを理由とした差別の解消の推進、障がいのある人の就労に対する理解促進等の施策で、障害者差別解消法の周知についての記載を充実させる。

第4章 計画の基本理念及び基本目標

1. 「第5次障害者基本計画」での基本的な視点

(1) 「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の理念の尊重及び整合性の確保

障がいのある人に係る施策、制度、事業等を策定し、及び実施するにあたっては、「障害者権利条約」の理念を尊重するとともに、この条約との整合性を確保することが重要です。

「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」の考え方のもと、「インクルージョン^{*4}」を推進する観点から、障がいのある人を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉えるとともに、障がい者施策の検討及び評価にあたっては、障がいのある人が政策決定過程に参画することとし、意見を施策に反映することが求められます。

(2) 共生社会の実現に資する取り組みの推進

障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、社会への参加を実質的なものとし、障がいの有無にかかわらず、その能力を伸長し、最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要があります。加えて、社会的障壁の除去を進めるにあたっては、障がいのある人の参加を確保し、意見を反映させるとともに、行政機関・事業者・地域住民といった様々な関係者が、障がいの有無にかかわらず同じ地域社会でともに暮らし、学び、働く共生社会（インクルーシブ^{*5}な社会）という共通の目標の実現に向け、協力して取組を進めていくことが重要です。

そのためには、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づく公共施設のバリアフリー化や障がいのある人による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティ^{*6}の向上、意思表示・コミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援等による環境整備と「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づく合理的配慮の提供を両輪として障がいのある人のアクセシビリティ向上を図ることが重要です。近年、アクセシビリティ向上に資する画像認識、音声認識、文字認識等のAI技術が進展し、自分に合った方法（音声、ジェスチャー、視線の動き等）でデジタル機器の利用が可能になっています。令和4年5月25日には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が公布・施行されました。社会的障壁の除去の観点から、アクセシビリティに配慮したICT^{*7}を始めとする新たな技術の利活用について、検討を行う必要があります。

また、障がいを理由とする差別は、障がいのある人の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会のあらゆる場面においてその解消に向けた取組が行われる必要があります。

(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な視点

障がい者の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す「障害者権利条約」の趣旨を踏まえ、障がいのある人が多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携のもと、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行う必要があります。

(4) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がいのある人一人ひとりの固有の尊厳を重視する「障害者権利条約」の趣旨を踏まえ、障がい者施策は、障がいの状態、生活実態等に応じた障がいのある人の個別的な支援の必要性を踏まえて策定及び実施する必要があります。

(5) SDGs への対応

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略で、平成27年9月の国連サミットで採択された令和12年までの国際社会共通の目標です。先進国も途上国も、企業や個人など、皆が協力し、持続可能でより良い世界をつくろうと17の共通の目標（ゴール）から構成されています。

わが国では、令和元年12月に「SDGs実施指針改定版」が定められ、地方自治体で「様々な計画にSDGsの要素を反映させること」が期待されています。

本計画でも、SDGsの考え方を踏まえ、SDGsが全ての目標の達成に関わる非常に重要な事項であるとの認識の下、計画の策定と実施に取り組む必要があります。

2. 計画の基本理念

本市では、「地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの ～だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり～」の基本理念のもと、「リハビリテーション※⁸」と「ノーマライゼーション」の考え方を軸に個々の障がいの特性に応じた総合的な自立支援に向けた取り組みを推進してきました。

この基本理念は、福祉サービスの充実及び地域生活支援事業の強化等を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、市民だれもが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の実現を目指すものです。

障がいのある人が住みなれた地域で自立し安心して生活し、個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重されるよう、本計画でもこの基本理念を踏襲します。

【基本理念】

地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの
～だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり～

3. 基本目標

本計画では、基本理念の実現を目指すため、前計画から引き続き、以下の7つの基本目標を掲げ施策を推進していきます。

- 1.相互に理解し、共に生き、支え合う地域福祉を推進する～啓発・地域福祉活動～
- 2.自立生活を支援する福祉サービスを推進する～福祉サービスの充実～
- 3.すこやかな自立生活を支える暮らしを支援する～保健・医療体制の充実～
- 4.子どものすこやかな発達を支援する～療育・保育・教育の環境づくり～
- 5.地域での参加をうながす～生涯学習の充実及び社会参加の充実～
- 6.個々の状況に応じた就労支援を行う～雇用・就労の促進～
- 7.地域で安心して暮らせる環境づくりを支援する～福祉のまちづくり～

4. 計画体系

基本理念	基本目標	基本施策
地域と支え合う 共生社会のまちづくり 誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり	1. 相互に理解し、共に生き、支え合う地域福祉を推進する ～啓発・地域福祉活動～	①障がいを理由とした差別の解消の推進
		②交流活動の推進
		③福祉教育の充実
		④重層的な支援体制の構築
		⑤小地域福祉活動の推進
	2. 自立生活を支援する福祉サービスを推進する ～福祉サービスの充実～	①情報提供手段の整備・相談支援体制の充実
		②在宅福祉サービスの充実
		③居住系サービスの推進
		④精神障がい者施策の推進
		⑤発達障がい者施策の推進
		⑥障がい福祉人材の確保・定着
	3. すこやかな自立生活を支える暮らしを支援する ～保健・医療体制の充実～	①保健・医療体制の充実
		②難病患者施策の推進
	4. 子どものすこやかな発達を支援する ～療育・保育・教育の環境づくり～	①発達・療育支援環境の充実
		②保育・教育環境の充実
		③切れ目のない支援の仕組みづくり
	5. 地域での参加をうながす ～生涯学習の充実及び社会参加の充実～	①生涯学習の推進
		②生涯スポーツ活動の推進
		③情報コミュニケーション支援の充実
	6. 個々の状況に応じた就労支援を行う ～雇用・就労の促進～	①障がいのある人の就労に対する理解促進
		②多様な雇用・就労の促進
③就労定着支援		
7. 地域で安心して暮らせる環境づくりを支援する ～福祉のまちづくり～	①福祉のまちづくりの推進	
	②交通移動サービスの推進	
	③住宅環境整備の推進	
	④防犯・防災対策の推進	
	⑤虐待防止の推進	
	⑥交通安全体制の充実	

第5章 基本目標ごとの取り組み

基本目標1. 相互に理解し、共に生き、支え合う地域福祉を推進する ～啓発・地域福祉活動～

<関連するSDGsの目標>



①障がい者を理由とした差別の解消の推進

【現状と課題】

誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合う共生社会を実現するためには、障がい者を理由とした差別をなくすことが必要不可欠です。そのためには、市民一人ひとりが相互理解、共生、支え合いの意識を持っておく必要があります。

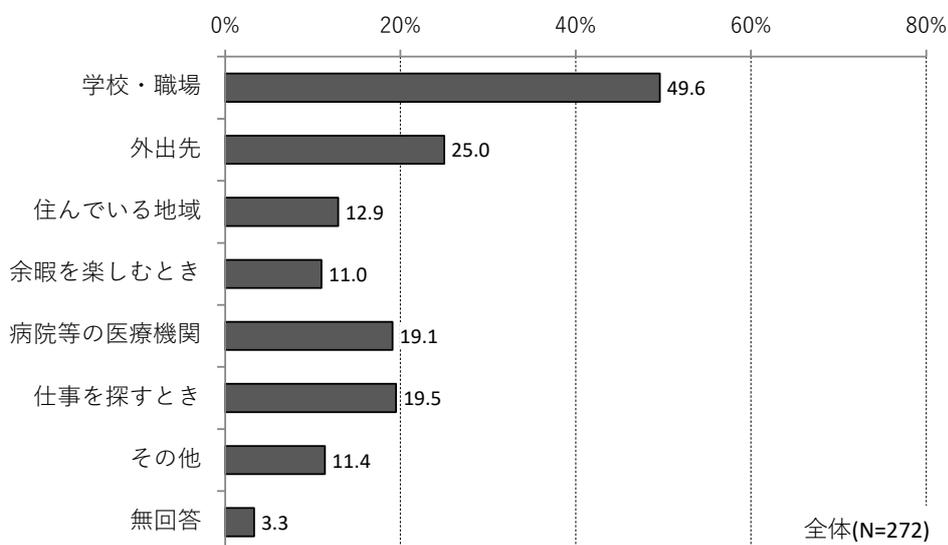
アンケート調査によると、障がいがあるために差別を受けた経験について、知的障がい者、精神障がい者の約3割が「よくある」「ときどきある」と回答しています（図表12）。

また、差別を受けた経験がある人に、どのような場所で差別を受けたかをたずねたところ、半数近くが「学校・職場」と回答しています（図表28）。

アンケート調査（事業所版）（以下「事業所調査」という。）でも、未だ障がいのある人に対する差別や偏見は根強いとの回答がありました。

障がいに対する無理解や誤解から生じる差別や偏見をなくすために、平成25年6月に「障害者差別解消法」が制定されました。これらの法律等に基づき、障がい者を理由とする差別の解消の推進に取り組み、合理的配慮について推進していく必要があります。

図表28 どのような場所で差別を受けたか



【施策の方向】

日常生活の場や教育、雇用の場など、様々な場において、障がいを理由とする差別を禁止するため、「障害者差別解消法」の周知啓発、差別解消に向けた講演会、広報等の啓発活動を行います。

行政機関等においては、「障害者差別解消法」第7条に基づく禁止事項や義務化された事項に基づき、合理的配慮を求められた場合や差別を受けた場合に適切な対応ができるよう市職員に向けた研修等を実施し、対応します。

また、全ての障がいのある人が安心して暮らせるよう権利擁護の推進に努めます。

【主な取り組み】

- 広報等を活用した啓発の充実（教育政策課）
- 「身体障害者補助犬法」に伴う盲導犬、介助犬等に関する啓発の推進（生活福祉課）
- 障がいのある人の人権にかかわる啓発の推進（教育政策課、生活福祉課）
- 人権尊重の意識の高揚（人権政策・男女共同参画課）
- 市職員に対する障がい者差別に関する研修の実施（生活福祉課）
- 障がいのある人の権利擁護に関する事例検討、情報共有（生活福祉課）
- 合理的配慮の促進（全課）
- 民間事業者等への合理的配慮の啓発・促進（生活福祉課、商工観光課）

②交流活動の推進

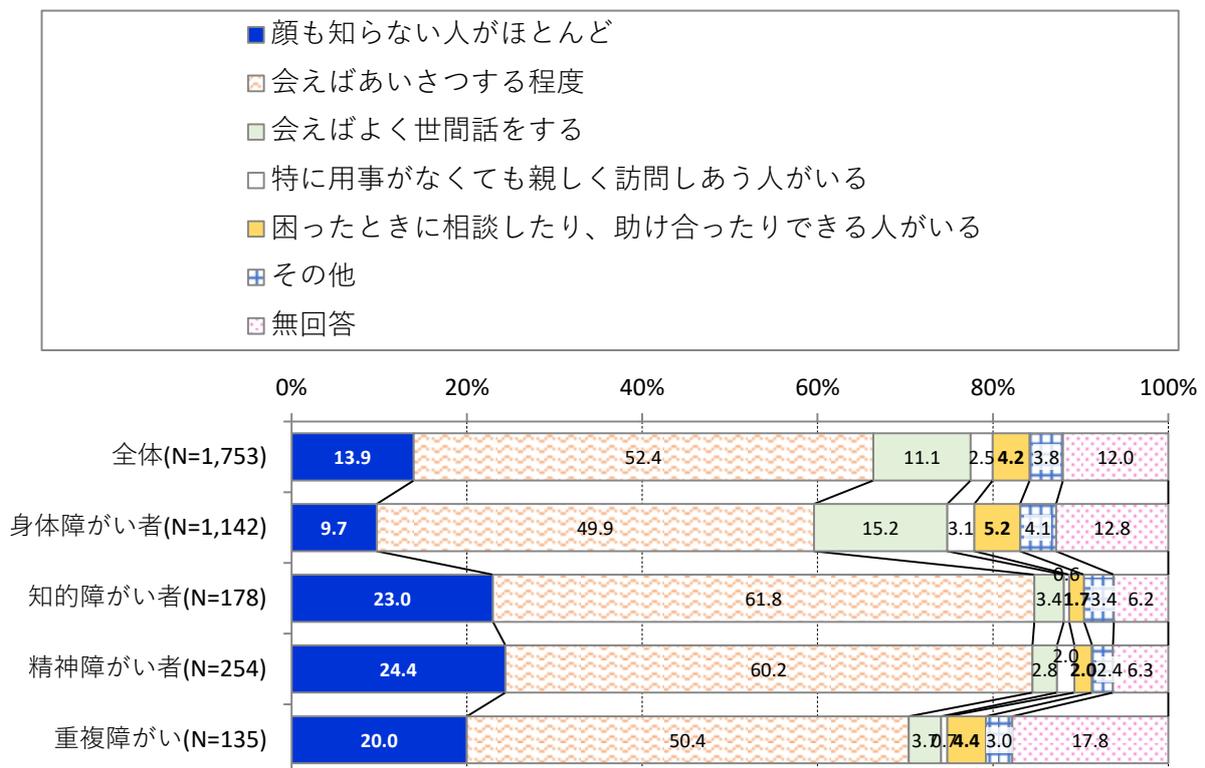
【現状と課題】

障がいのある人の日常生活を支え、豊かな暮らしを生み出すためには、地域活動等を通じて障がいのある人と関係を持ち、日頃から交流を深めておくことが重要です。

アンケート調査によると、地域活動への参加状況について、障がいのある人の多くが「参加したことがない」「ほとんど参加していない」と回答しています（図表 13）。また、日ごろ近所の人とのお付き合いについてたずねたところ、半数以上の人々が「会えばあいさつする程度」と回答しており、「会えば良く世間話をする」、「特に用事がなくても親しく訪ねあう人がある」、「困ったときに相談したり、助け合ったりできる人がある」と回答した人は、1割～2割程度にとどまっています。さらに、知的障がい者や精神障がい者では、「顔も知らない人がほとんど」と回答した人の割合が2割以上を占めています（図表 29）。

事業所調査でも、今後、「行政」「関係機関」「団体」「市民」などが連携を深めていくために必要だと思うこととして、「情報開示と交流の場の確保」「イベントや交流、話ができる機会をもっと増やしていく」といった回答がありました。

図表 29 近所の人とのお付き合いの程度



【施策の方向】

市や地域において開催される講座や各種行事、スポーツ大会等において障がいの有無にかかわらず、多くの人気が軽に参加できるよう、情報提供等必要な施策を推進します。

また、障がい者施設や障がい者福祉団体などが行う交流事業や学校教育における体験交流、地域と関係団体や障がいのある人の交流など交流機会の拡充に努めます。

【主な取り組み】

- 障がいのある人の自立と社会参加等を支援する各種行事やスポーツなどのイベント開催の周知（生活福祉課）
- 講座や各種行事、スポーツ大会等に参加交流できる場づくり（全課）
- 特別支援学校と小学校、中学校との居住地校交流等の推進（学校教育課）
- 学校教育における体験交流を含めた福祉教育の推進（学校教育課）
- 社会福祉協議会や障がい者団体、地域住民等が行う交流事業の促進・支援（生活福祉課）
- 公立保育所の保育交流における障がい児と保育園児との交流や、保護者との交流の機会づくり及び推進（こども政策課（保育所））

③福祉教育の充実

【現状と課題】

子どもの頃から障がいに対する理解を深めることは、障がいのある人とともに暮らす社会を実現するために重要です。

アンケート調査によると、保育や教育に関する要望について、約3割の人が「就学や進学・就職の際の相談や支援を充実してほしい」、「専門知識を持った教職員を多く配置してほしい」、「能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい」と回答しており、さらに、約2割の人が「障がいに関する教職員や同級生等の理解を促進してほしい」と回答する等、教育の現場においても、障がいに配慮した環境を求める声が多くあがっています（図表17）。

事業所調査でも、市が取り組む必要があると思う分野について、約3割の事業所が「福祉教育の充実」と回答しており、子どもたちの福祉に対する関心理解を高める取り組みを求める意見がありました。

ノーマライゼーションの理念は一般の方に徐々に根付いてきているものの、いまだ理解が不十分な人もいます。住み慣れた地域で障がいのある人が暮らしていくには、市民一人ひとりが障がいのある人やノーマライゼーションの理念を正しく理解できるよう、様々な機会と啓発手段を利用し、福祉教育を推進していく必要があります。

【施策の方向】

子どもの頃からの福祉教育を一層推進するとともに、各種団体等と連携・協力し、障がいへの理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ります。

体験交流の促進やハンディキャップ体験、手話講座等学びの機会を提供することで、子どもから大人まで、全ての市民が、障がいに対する理解を深められる取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 学校教育における体験学習や交流を通じた普及啓発等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育課）
- 手話奉仕員養成講座の実施（生活福祉課）
- 福祉関連講座等の実施（生活福祉課）
- 人権問題等を学習する機会の推進（教育政策課）
- 福祉ボランティア等の育成を行う社会福祉協議会への支援（生活福祉課）

④重層的な支援体制の構築

【現状と課題】

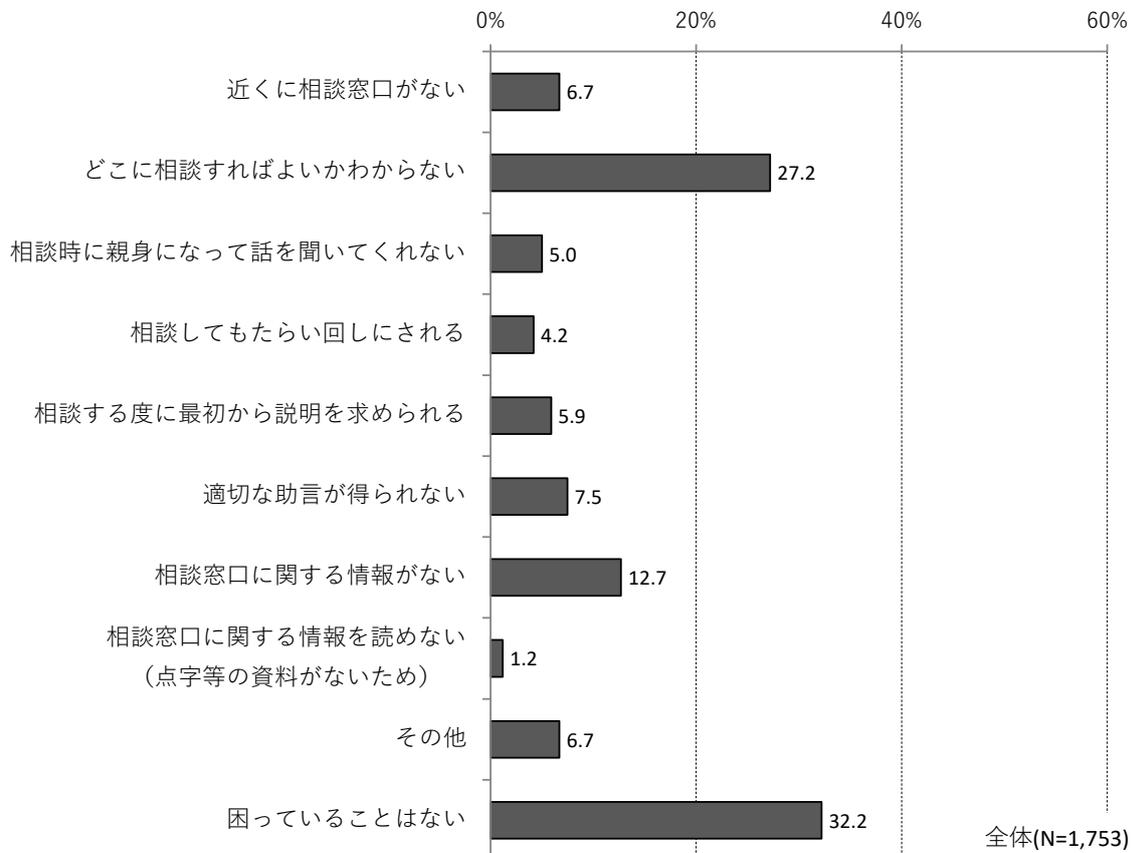
近年、人口構造の変化や少子高齢化・核家族化の進行、働き方や生活様式の変化等により、ヤングケアラーをはじめ「8050問題」（80歳代の高齢者が50歳代の引きこもりの子どもの生活を支える問題）や「ダブルケア」など、これまでになかった複合的な課題を抱える世帯も増えつつあります。

アンケート調査によると、不安や悩みを相談する際に困ることについて、27.2%の人が「どこに相談すればよいかわからない」と回答しています（図表30）。

事業所調査でも、筑紫野市が障がいがあっても暮らしやすいまちになるために必要だと思う取り組みとして、46.4%が「総合的な相談体制の充実」と回答するなど、分野を超えた横断的な支援が求められています（図表27）。

障がいの種類や個人の生活状況は様々であり、一人ひとりの障がいの特性や生活環境に適切に対応できる柔軟性が求められます。各事業所や関係機関、各担当窓口と連携を図りながら、身近な相談窓口の充実、専門的な支援へとつなげることができる体制づくりを推進していく必要があります。

図表 30 不安や悩みを相談する際に困ること



【施策の方向】

身近な相談相手である地域や障がい者団体等の関係機関の活動を支援することで、相談がしやすい環境の整備を図ります。

【主な取り組み】

- 地域における見守り活動機能の強化（高齢者支援課、生活福祉課）
- 地域住民をはじめ関係機関や地域の団体が連携し、共助に基づいた地域福祉活動の促進（高齢者支援課、生活福祉課）
- 市民活動団体等への支援（生活福祉課）
- コミュニティ運営協議会への支援（コミュニティ推進課）

⑤小地域福祉活動の推進

【現状と課題】

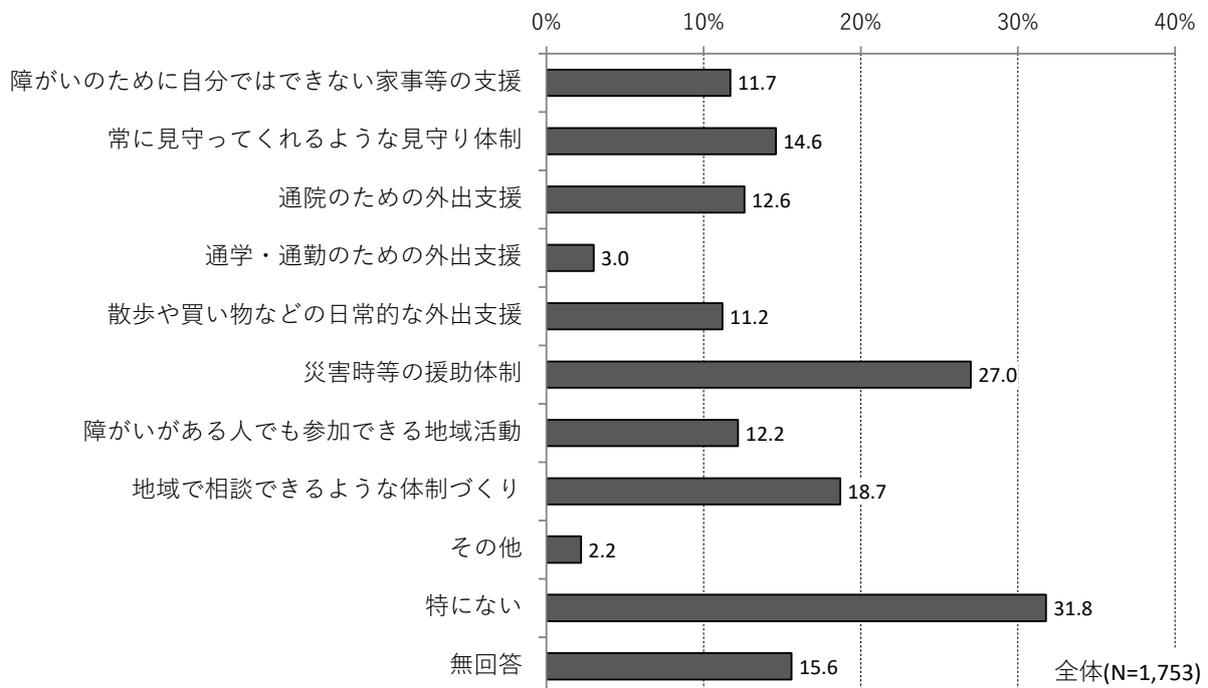
障がいの有無にかかわらず、共に地域の中で暮らすことのできる社会をつくっていくためには、地域活動を充実させることはもちろん、様々な社会活動に参加しやすい環境を整えていくことが求められます。

アンケート調査によると、地域に望むこととして、日常生活や災害時の支援の他、「常に見守ってくれるような見守り体制」、「障がいがある人でも参加できる地域活動」、「地域で相談できるような体制づくり」等の回答があがっており、あらゆる面で障がいのある人を支援できるような体制が求められていることがわかります（図表 31）。

複雑多様化する生活状況やニーズに対応しつつ、地域共生社会^{※9}の実現を目指すためには、地域福祉の推進が必要不可欠であり、地域福祉活動を担うボランティア活動や市民活動は、今後その重要性が更に高まっていくことと考えられます。

障がいのある人の置かれている状況を踏まえながら、地域住民や関係機関・団体との連携を深めるとともに、障がいのある人が自立した生活を送れるようきめ細かに対応するため、ボランティア活動や市民活動を行う団体など、関係機関との連携強化を図りながら、小地域活動を推進していく必要があります。

図表 31 地域に望むこと



【施策の方向】

地域で暮らす全ての人々が、住みなれた地域で安心して暮らし続けるための住みよい環境づくり等の地域の生活課題や福祉課題を共有し解決できる仕組みづくりを目指します。共生社会の実現に向けて、地域住民や社会福祉協議会、事業所等と連携し、身近な地域で支え合う生活支援ネットワークの構築を支援します。

【主な取り組み】

- 福祉ボランティアの育成、研修等の充実及びボランティア活動団体の支援（生涯学習課、生活福祉課）
- 「ふれあいいきいきサロン」活動への支援（高齢者支援課、生活福祉課）
- 小地域福祉活動の推進及び支援（生活福祉課）

基本目標 2. 自立生活を支援する福祉サービスを推進する ～福祉サービスの充実～

<関連するSDGsの目標>



①情報提供手段の整備・相談支援体制の充実

【現状と課題】

障がいに起因する困りごとや不安、悩みは、その障がいのある本人や家族以外にはなかなか理解してもらえないという現実があります。

アンケート調査によると、不安や悩みを相談している相手について「相談しない・相談できる人がいない」と回答した人は 4.1%となっており、誰にも頼ることができずに不安や悩みを抱えている人は、本市においても一定数存在しているものと考えられます（図表 32）。

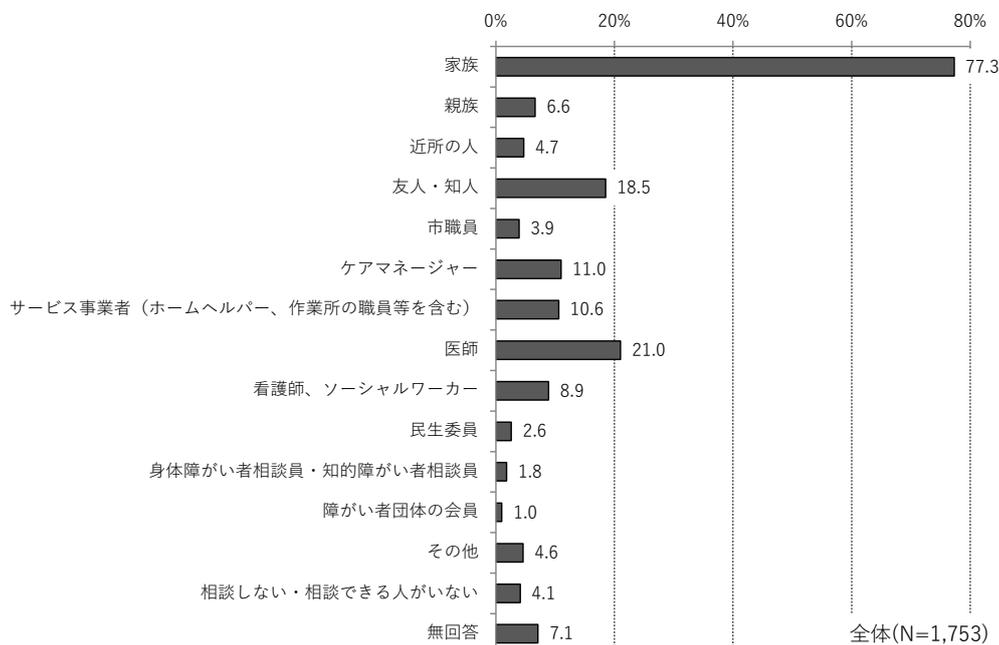
悩みや困ったことがあった場合の主な相談先として「家族」と回答した人の割合が 77.3%と圧倒的であり、不安や悩みをより身近な人に相談する傾向が高いことが分かります。

事業所調査でも、「相談支援専門員の質の向上」「(利用者が) 相談などができる窓口があることを知って安心出来る情報の発信があるといい」等の回答があがりました。

家族や親族に不安や悩みを相談することは極めて自然のことですが、今後の高齢化の進展や核家族世帯の増加、近隣住民との関係の希薄化などによって身近に気軽に相談できる人がいなくなった場合、障がいのある人が地域で孤立することも十分考えられます。

障がいのある人も介助者も身近な地域で相談ができ、どこに相談しても具体的な支援につながるようにするため、引き続き総合的な相談支援体制の強化を図る必要があります。

図表 32 不安や悩みを相談している相手



【施策の方向】

障がいのある人やその家族が必要とする支援を受けることができるように、障がいの特性に応じた情報提供の充実に加え、相談窓口の周知を図るとともに、各相談窓口及び関係機関の連携の強化を図り、住宅や介護、サービス利用、就労、権利擁護など、様々な分野にかかる相談を総合的に支援していくための体制づくりを進めます。

【主な取り組み】

- 「すこやかライフガイドブック」の充実及び障がい者福祉制度の周知（生活福祉課）
- 障がいの特性に応じた情報提供手段の充実（生活福祉課）
- 市が実施している行政相談業務の充実（全課）
- 障がいのある人等からの相談支援、情報提供や助言等を行い、権利擁護のために必要な援助等を実施（学校教育課、健康推進課、高齢者支援課、こども家庭課、こども政策課、人権政策・男女共同参画課、生活福祉課）
- 知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない人が地域で安心して自立した生活ができるよう、日常生活自立支援事業及び成年後見制度の広報啓発の実施（高齢者支援課、生活福祉課）
- 手話通訳者派遣事業の推進及び手話通訳者の窓口配置（生活福祉課）
- 公共施設での「耳マーク表示板」及び「筆談ボード」設置の推進（全課）

②在宅福祉サービスの充実

【現状と課題】

障がいのある人が住みなれた地域で自立した生活を送るためには、障がいのある人やその家族のニーズに合った、きめ細かな在宅サービスを提供することが重要です。

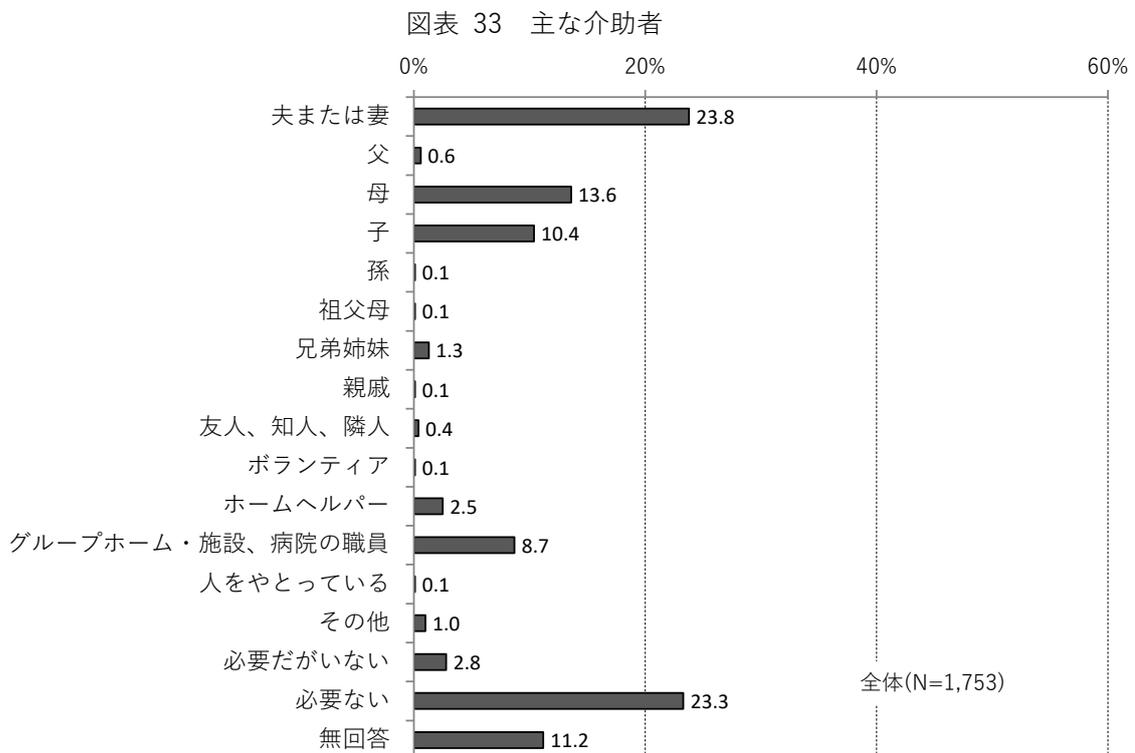
アンケート調査によると、何らかの支援が必要な障がいのある人は、配偶者や親、子どもなどの家族からの支援に大きく依存している実態がみてとれます（図表 33）。

一方で、将来を考えたときに不安に思うことについて、「自分で身のまわりのことができるか」「生活費が足りるか」「健康でいられるか」等の回答が多くあがっています（図表 34）。

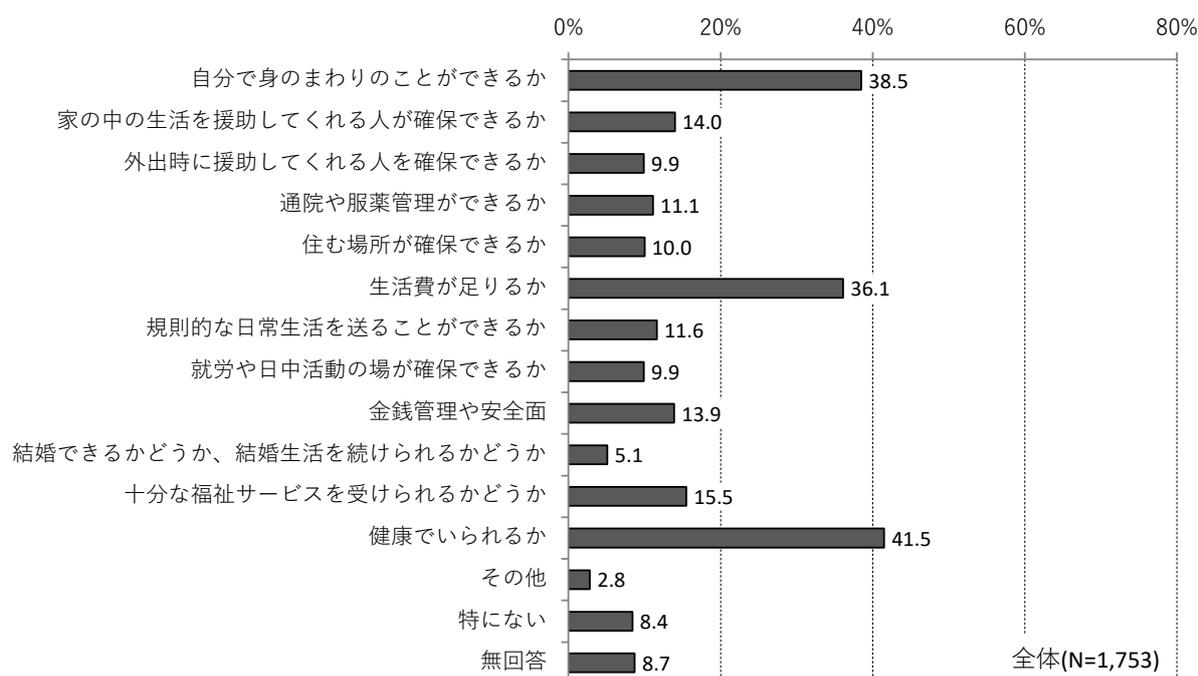
事業所調査でも、筑紫野市が障がいがあっても暮らしやすいまちになるために必要な取り組みとして 35.7%が「在宅生活を支援する福祉サービス」と回答しています（図表 27）。

高齢化が進行している本市において、障がいのある人や介助者が高齢となることで、介助の負担がこれまで以上に増大することや、主な介助者である家族の健康状態が悪化することで介助する人がいなくなる事案も増加してくることが考えられます。

今後も、障がいのある人やその家族の的確なニーズと問題点を随時把握し、効率的なサービスの充実・拡大を図る必要があります。



図表 34 将来を考えたとき不安に思うこと



【施策の方向】

在宅生活を支援するための障がい福祉サービスを利用しながら、自立した生活を送れるよう、障がいの種類にかかわらず安定したサービスの提供とニーズに応じた生活支援策の充実を図ります。

日中活動を支援するため、一人ひとりの状況や意欲・能力等に応じた、入浴や食事等の介護、創作的活動等を行う生活介護等の多様な活動の場の提供に努めます。

【主な取り組み】

- 訪問系サービス※¹⁰の実施（生活福祉課）
- 日中活動系サービス※¹¹の実施（生活福祉課）
- 在宅障がい者通園事業※¹²の実施（生活福祉課）
- 福祉に関する総合的な相談機能の充実（生活福祉課）
- 地域包括支援センター※¹³との相談を通じて、関係機関との連携強化（高齢者支援課）
- 障がい福祉サービスにおける計画相談支援事業所※¹⁴の利用促進（生活福祉課）
- 身体障がい者、知的障がい者や聴覚障がい者の相談員等の支援（生活福祉課）
- 日常生活用具の購入に要する費用の助成（生活福祉課）
- 外出移動が困難な障がいのある人の社会参加や日常生活の移動支援（生活福祉課）
- 重度障がい者の外出支援に福祉タクシー料金の一部を助成（生活福祉課）
- 訪問入浴サービス※¹⁵の充実（生活福祉課）
- 自動車運転免許取得に要する費用の助成事業の充実（生活福祉課）
- 自動車の運転に必要な改造に要する費用の一部の助成事業の充実（生活福祉課）

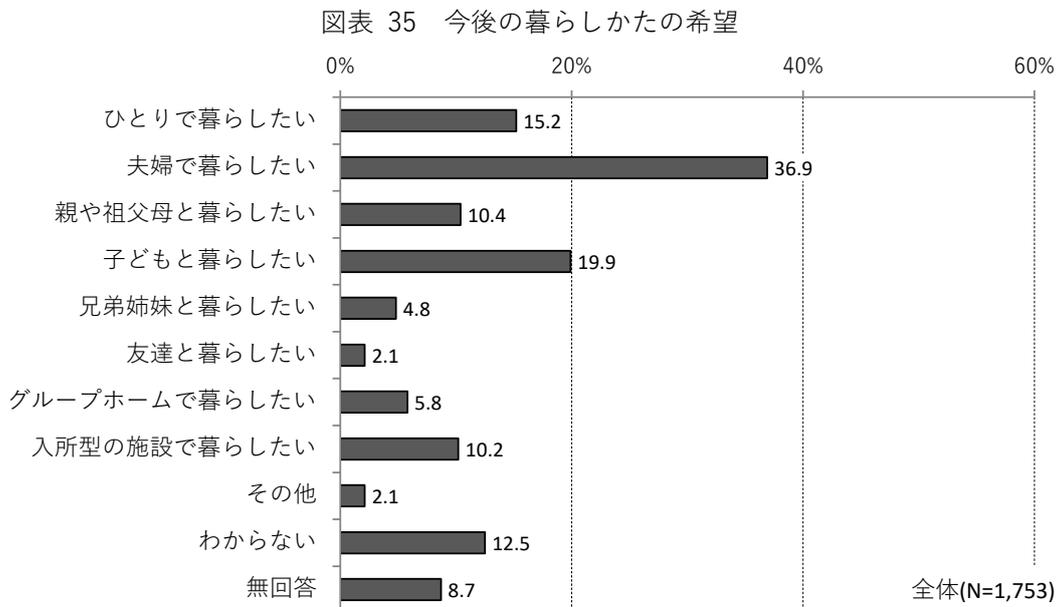
③居住系サービスの推進

【現状と課題】

居住系サービスは、障がい者福祉において在宅福祉サービスと同様に充実させなければならない重要な施策です。

アンケート調査によると、今後の暮らしかたの希望として、多くの方が「夫婦で暮らしたい」「ひとりで暮らしたい」「子どもと暮らしたい」と回答している一方、「グループホームで暮らしたい」「入所型の施設で暮らしたい」という人も一定数います（図表 35）。

国は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針^{※16}」において、入所等から地域生活への移行を進めていくことを定めています。地域における居住の場としてグループホームの充実を図る、とされていることから、グループホームの充実を図っていく必要があります。



【施策の方向】

障がいの状態や生活状況等に応じて、共同生活援助（グループホーム）等を利用することにより、地域において、安心して暮らしていくことができる居住・生活の場の確保に努めます。

【主な取り組み】

- 居住系サービス^{※17}の実施（生活福祉課）

④精神障がい者施策の推進

【現状と課題】

地域共生社会の実現のためには、障がいの種別を問わず、また、障がいの有無にかかわらず皆が安心して暮らせる社会を実現させなければなりません。

アンケート調査によると、行政に対して今後力を入れて欲しいと思うこととして、精神障がい者では「経済的支援の充実」の回答率が4割以上と、他の障がい種別と比較して高くなっています（図表24）。さらに、「安定した収入が得られるか不安」「精神障がい者に対する経済的支援をもっと増やしてほしい」「仕事が見つからない、続かない」「自立したい気持ちはあるが、収入が少ないため難しい」等の意見の他、「家族が病気について理解してくれない」「障がいで体調を崩している時に、怠けている、楽をしていると思われた」等の意見がありました。

多様性やノーマライゼーションの考え方が浸透してきている一方で、障がいのために経済的に困難な状況となっている人や、精神障がいに対する無理解による差別や偏見に苦しんでいる人が多くいることが分かります。

精神疾患を初期の段階で発見し、早期に治療することで、重症化の防止も可能となります。しかし、精神疾患に対する理解はまだ十分とは言えず、根強い偏見も残っており、早期対応、早期治療に結びついていない現状があります。

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、また、個々のニーズや生活状況に応じて適切な支援が行えるよう、様々な面で精神障がい者を支えるサービス・支援の充実が必要です。

【施策の方向】

精神障がいや精神障がい者に対する周囲の正しい理解を促進するために、市民の精神疾患に対する正しい知識や情報の普及・啓発を行います。また、障がいのある人が地域の中で安心して自分らしい生活を送れるよう、支援を行っている地域活動支援センター「つくしぴあ」について周知します。

【主な取り組み】

- 精神障がいに関する理解の推進（健康推進課、生活福祉課）
- 地域活動支援センター「つくしぴあ」の周知（生活福祉課）

⑤発達障がい者施策の推進

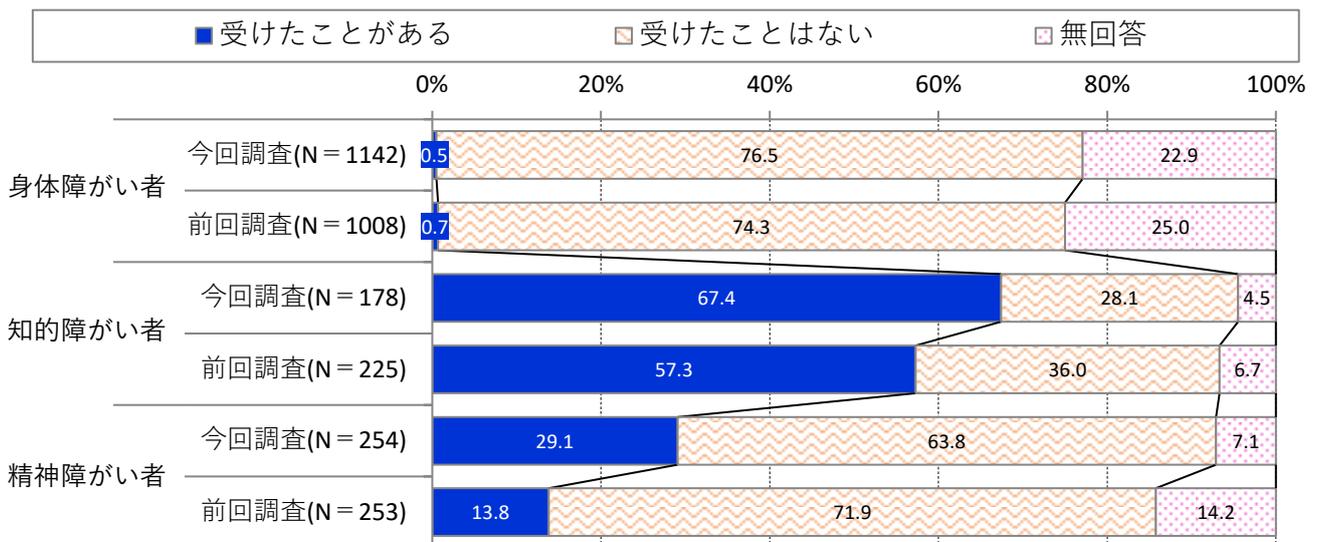
【現状と課題】

発達障がいは、症状が多岐に渡るうえ、他の障がいと比べて理解があまり進んでおらず、なかなか周囲の理解が得られないという声が多く聞かれます。

アンケート調査によると、発達障がいに関する診断について、知的障がい者の67.4%、精神障がい者の29.1%が「受けたことがある」と回答しており、平成28年に実施した調査と比較して増加傾向にあります（図表36）。一方で、「発達障がいへの療育施設が少ない」「筑紫野市は発達障がいや知的障がい者を診てくれる医療機関が少ない」「発達障がいに対する理解をもっと深めてほしい」「発達障がいの啓発活動に力を入れてほしい」などの意見が多くあがっており、発達障がいに対応するための受け皿の不足や差別・偏見などを感じている人が多いことが分かります。

発達障がいについての理解を促進するための啓発を行うとともに、各々の障がい・特性に合ったきめ細かなサービスの提供が必要です。

図表 36 発達障がいに関する診断を受けたことがあるか（H28年調査との比較）



【施策の方向】

発達障がいに対する市民全体への正しい理解の普及・啓発を行います。

【主な取り組み】

- 発達障がいに対する正しい知識の普及・啓発の推進（生活福祉課）

⑥障がい福祉人材の確保・定着

【現状と課題】

将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、サービスの提供体制の確保はもちろん、それを担う人材を確保していく必要があります。

事業所調査によると、事業の運営を進めていく上で課題や問題に感じるものとして、「職員の確保が難しい」「職員の資質向上を図ることが難しい」「職員の事務作業量が多い」「職員の労働条件の改善が難しい」等、人材不足に起因する課題を感じている事業所が多いことが分かります。さらに、17.9%が「行政と連携を取ることが難しい」と回答しています（図表 25）。

利用者のニーズに合った障がい福祉サービスを提供していくためには、障がい福祉人材の確保・定着に向けて取り組んでいく必要があります。

【施策の方向】

専門性を高めるための研修を実施する他、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報など、福祉を担う人材の確保・定着に向けて、関係機関が協力して取り組みます。

【主な取り組み】

- 障がい福祉サービス事業所等との連携強化・情報共有を目的とした「筑紫野市障がい者支援ネットワーク会議」の充実（生活福祉課）

基本目標 3. すこやかな自立生活を支える暮らしを支援する ～保健・医療体制の充実～

<関連するSDGsの目標>



①保健・医療体制の充実

【現状と課題】

障がいの原因は先天性のもの以外にも、生活の環境等から生ずる後天性のものがあり、それぞれについて、早期発見、早期治療、早期療育体制を充実するとともに、後天性のものについては特に予防面を強化する必要があります。

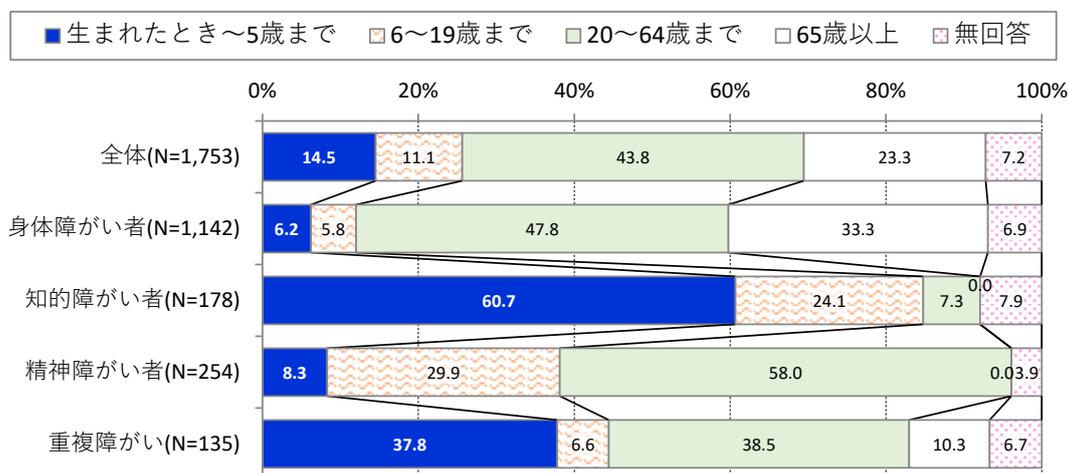
アンケート調査によると、障がいにより日常生活に支障を感じた時期について、身体障がい者の8割以上が20歳代以降と回答しています（図表37）。

身体障がい者の障がいの原因は後天性疾病によるものが多く、中でも脳血管疾患、心疾患を原因とするものや、糖尿病の進行を起因とする腎疾患によるものが増加しています。このため、生活習慣病の予防対策が障がいの予防に一定の効果をもつものと考えられます。また、発達障がいは、障がいの程度や現れ方が様々であり、幼児期・学齢期・成人期などライフステージに応じて課題も変化することから、一貫性と継続性を持った支援を行うことが重要です。

後天性の疾病や障がいについては、生活習慣病の予防につなげるための保健指導や健康教室の充実に取り組むことが重要です。また、先天性の疾病や障がいについても、早期に発見し、適切な治療、療育に結び付けることで障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。その意味で、妊婦や乳幼児に対する健康診査、疾病や発達に関する検査や相談といった母子保健事業も大切です。

保健・医療分野と福祉分野とのさらなる連携を進め、障がいの状況に応じたきめ細かな支援体制づくりに取り組む必要があります。

図表 37 障がいにより日常生活に支障を感じた時期



【施策の方向】

障がいの要因となる疾病等を予防するため、医療機関などと連携し、疾病や障がいなどの早期発見及び治療、早期療育に努めます。また、医師会、歯科医師会など関係機関と連携を図り、医療やリハビリテーションの充実に努めるとともに、医療機関の情報提供など、障がいのある人が医療やリハビリテーションを受けやすい環境づくりを進めます。

健康の保持・増進のため、健康診査や生活習慣病の予防、また早期発見のため、健康教室や保健指導を実施するとともに、各ライフステージに応じた心と身体の健康づくり活動を支援します。早期療育体制を充実することにより、障がいによる生活のしづらさの軽減や健康の増進を支援します。

【主な取り組み】

- 健康に関する教育、相談、診査等の普及・啓発の充実（学校教育課、健康推進課、こども家庭課）
- 保健指導や健康教室の充実（健康推進課、こども家庭課）
- 障がいの発生予防に関する啓発の推進（健康推進課、こども家庭課）
- 訪問指導の実施（健康推進課、高齢者支援課、こども家庭課、生活福祉課）
- 養育医療費の助成（こども家庭課）
- 自立支援医療費の助成（生活福祉課）
- 重度障がい者医療費の助成（国保年金課）

②難病患者施策の推進

【現状と課題】

難病は、その多様性・希少性のため、たとえ医療従事者であっても、どの医療機関を受診（紹介）すれば早期に正しい診断がつけられるか分かりづらいという課題があります。

また、難病患者の日常生活上での悩みや不安等の解消を図り、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援対策を推進することも求められています。

平成25年4月から「障害者総合支援法」が改正され、難病患者も障がい福祉サービスを利用できるようになりました。

難病患者が安心して自立した生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉の密接な連携のもと地域への啓発や生活支援事業の充実・推進や各種事業の周知が必要です。

【施策の方向】

難病患者及び家族がもつ様々なニーズに対応し、きめ細やかな相談や適切な医療やサービスにつながるよう、関係機関と連携し、体制を強化します。

【主な取り組み】

- 患者及び家族に対する相談指導の充実（学校教育課、こども家庭課、生活福祉課）
- 保健・医療機関等との連携（学校教育課、こども家庭課、生活福祉課）
- 福岡県難病相談支援センターの周知（生活福祉課）

基本目標 4. 子どものすこやかな発達を支援する ～療育・保育・教育の環境づくり～

<関連するSDGsの目標>



①発達・療育支援環境の充実

【現状と課題】

幼児期の障がいの適切な治療や療育のためには、早期発見が重要です。障がいや疾病の早期発見・早期療育のための障がい特性をよく理解した専門性の高いサービスの充実が必要です。

令和3年には「医療的ケア児^{※18}及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)」が制定され、医療的ケア児及びその家族が適切な支援を受けることができるように国、地方公共団体の責務が明らかになりました。

保健・医療分野と福祉分野とのさらなる連携を進め、障がいの状況に応じたきめ細かな支援が提供できる体制づくりを推進していく必要があります。

【施策の方向】

障がいの特性や一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が行える体制の強化に努めるとともに、家族等の障がいに対する理解を深めるための取り組みと相談体制の充実を図ります。

一人ひとりの子どもの状況に応じてきめ細かに支援します。障がいや発達に課題のある子どもの保育・療育のために、保育体制や療育体制を充実します。

【主な取り組み】

- 障がい児通所給付事業^{※19}の推進（生活福祉課）
- 発達障がい児に対する保育士・教職員の指導體制の充実（学校教育課、こども政策課（保育所）、生活福祉課）
- 「個別の教育支援計画」による適切な指導の推進（学校教育課、こども政策課（保育所））
- 健康診査、発達相談、健康相談等の推進（こども家庭課）
- 発達相談体制の推進（学校教育課、生活福祉課）
- 早期発見、早期療育を推進するため、保健・医療機関等との連携の推進（学校教育課、こども家庭課、生活福祉課）
- 保護者に対する早期療育の知識や理解の普及啓発の推進（学校教育課、こども家庭課、生活福祉課）

②保育・教育環境の充実

【現状と課題】

乳幼児期における心身の発育・発達は重要であるため、一人ひとりの発達や状態に応じた保育・教育環境の充実が必要です。また、就学前後で生活や教育環境が変化するため、その成長に合わせ、状況に応じたきめ細かな支援を進めていく必要があります。

アンケート調査によると、子育て上の悩みや困りごとについて「家族・学校・周囲の人たちの理解不足」と回答した人の割合が3割以上となっています（図表16）。また、保育や教育に関する要望として、「専門知識を持った教職員を多く配置してほしい」「就学や進学・就職の際の草案や支援を充実してほしい」「能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい」などと回答した人が多くなっています（図表17）。

本市では、公立保育所において、専門的知識を研修や日々の経験の中で身につけ、受入れ体制を整備しています。

今後も、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保育・教育が可能となる体制の強化を図るとともに、関係機関の連携と情報共有を推進し、一貫した相談と家族等への支援の充実を図ります。

【施策の方向】

障がいのある児童の能力や個性を発揮するため、障がいの早期発見、早期療育のための体制づくりや、保育園、幼稚園、小中学校への切れ目のない継続性のある教育指導の充実を図ります。

また、幼少期から障がいの有無にかかわらず、全ての人々が互いを理解し、ともに学ぶ教育を進めます。

【主な取り組み】

- 障がいの有無にかかわらず互いを理解するための交流（学校教育課、こども政策課（保育所））
- 子育てに関する相談支援の強化（学校教育課、こども家庭課、こども政策課、生活福祉課）
- 障がい児保育に携わる職員研修の推進（こども政策課（保育所））
- 障がい児の受け入れ体制の整備（学校教育課、こども政策課（保育所））
- 学校との連携の強化と障がい児教育の充実（学校教育課、こども政策課（保育所）、生活福祉課）
- 教育相談、教育指導体制の充実（学校教育課）
- 障がい児の保護者への情報提供の充実（学校教育課、こども家庭課、生活福祉課）

③切れ目のない支援の仕組みづくり

【現状と課題】

近年、障がいのある人に対する合理的配慮がますます求められている中、教育の場においては、「インクルーシブ教育システム^{※20}」の構築が推進されています。

「障害者権利条約」第24条によれば、インクルーシブ教育システムとは、障がいの有無にかかわらず全ての人と一緒に学ぶ仕組みであり、障がいのある子どもが教育制度から排除されないこと、地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされています。

本市においても、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、全ての子どもたちがともに学び、一人ひとりの特性・能力に応じた指導を受けられる教育の推進に努める必要があります。

子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、就学前から卒業後にわたる切れ目のない教育指導や進路選択における相談支援を行える体制を整えることが重要です。

【施策の方向】

特別な支援が必要な子どもの療育・保育・教育にあたっては、関係する医療、保健、福祉、教育などの専門機関との連携を強化し、切れ目のない支援を行える環境を整えます。

【主な取り組み】

- 関係機関との連携による相談支援体制の強化（学校教育課、こども家庭課、こども政策課、生活福祉課）

基本目標 5. 地域での参加をうながす

～生涯学習の充実及び社会参加の充実～

<関連するSDGsの目標>



①生涯学習の推進

【現状と課題】

障がいのある人のスポーツやレクリエーション等の活動は、健康づくりや機能回復を図るだけでなく、社会参加の推進につながります。

本市では、障がいのある人が文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動に参加しやすい環境の整備を図り、障がいの有無にかかわらず共に活動できる機会の創出に努めています。これらの活動への参加を通じて、交流・余暇活動の充実、体力向上や健康増進等を図るとともに、市民全体が、生活を豊かにしていけるようにする必要があります。

今後も、多様な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。

【施策の方向】

障がいのある人が文化・芸術活動の楽しさを知り、自己実現や社会参加が図れるよう、各種文化・芸術サークル等を支援します。また、こうした活動を通して全ての人々が相互に理解しあうよう交流を促進します。さらに、文化・芸術活動等に積極的に参加できる環境づくりとして、学習成果の発表の場を提供することで参加促進を図ります。

【主な取り組み】

- 一般教養、家庭教育及び日常生活等に関する学習機会の提供の推進（学校教育課）
- 生涯学習関連施設の利用団体や学習グループ等の学習成果を発表する機会と市民との交流の推進（生涯学習課）
- 障がいへの理解に関するビデオや図書などの教材の充実（教育政策課）
- カミーマリアフェスティバルの充実（健康推進課）

②生涯スポーツ活動の推進

【現状と課題】

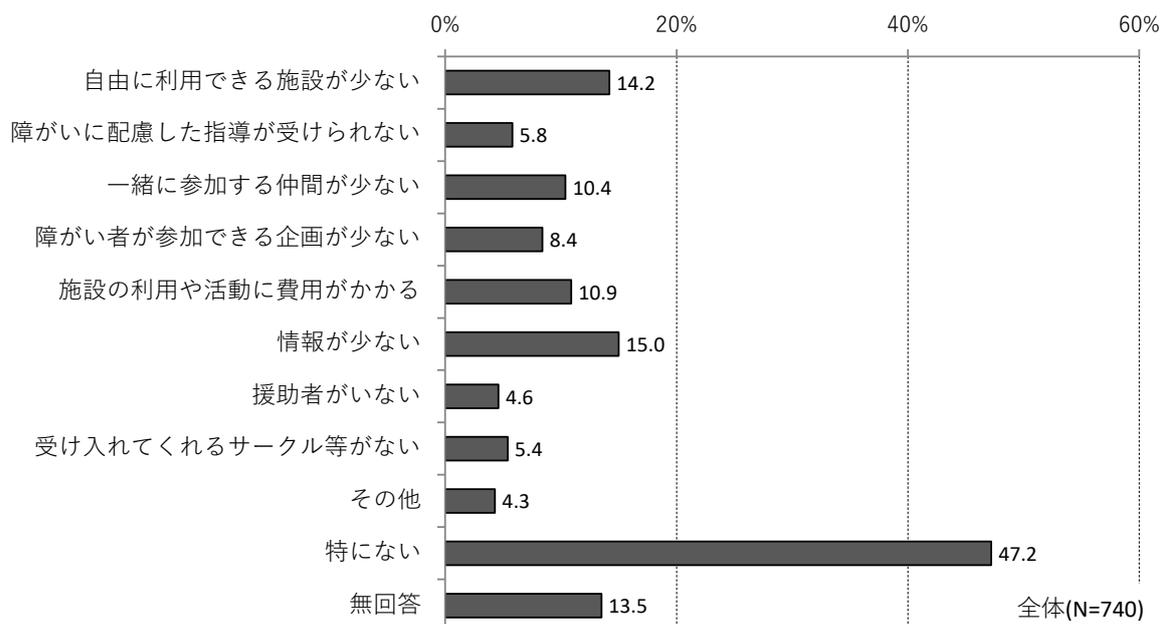
スポーツや文化活動は、障がいのある人の生きがいにつながるとともに、活動を通じて地域における様々な交流機会にもなることから、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。

アンケート調査によると、スポーツや文化活動等への参加について、「何もしていない・できない」の回答が、一番多い結果となっています（図表 18）。

また、スポーツや文化活動等への参加が難しい理由について、「情報が少ない」「自由に利用できる施設が少ない」などの回答があがっています（図表 38）。

本市では、イベント時における配慮・支援や施設のバリアフリー化を行い、各種活動に参加しやすい環境整備に努めています。今後も、多様な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。

図表 38 普段のスポーツや文化活動等に支障や困っていること



【施策の方向】

社会福祉協議会をはじめ、福岡県障がい者スポーツ協会やスポーツ推進委員等と連携し、障がい者スポーツ教室やスポーツフェスタ等を開催して、障がいのある人がスポーツに親しむ機会を拡大します。また、障がい者スポーツの普及・振興のため、指導員の育成に努めます。

【主な取り組み】

- 障がいのある人のためのスポーツ指導員の育成、活動支援（文化・スポーツ振興課）
- 生活習慣病の予防、健康増進のため、気軽にできるウォーキング等の普及啓発（健康推進課）
- 障がいのある人のためのスポーツ教室の推進（生活福祉課）
- スポーツフェスタ等の参加促進及び広報活動の推進（文化・スポーツ振興課、生活福祉課）

③情報コミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

言葉や身振り等でコミュニケーションが取りづらい等、視覚・聴覚を通じての意思疎通に支障がある人については、自らの意思を表現できる方法を通じての意思疎通が円滑にできるよう支援する必要があります。

国により、令和4年に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定され、障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することとされました。

事業所調査によると、筑紫野市が障がいがあっても暮らしやすいまちになるために必要だと思うこととして、23.2%が「情報のバリアフリー化」と回答しており、行政に対して「制度の理解が進んでいないので、情報の周知を今まで以上に取り組んでほしい」という意見があがりました（図表27）。

情報通信技術の進展により、障がいのある人の情報収集の方法やコミュニケーション手段は多様化しています。障がい特性や必要性に応じた情報コミュニケーション支援に努めていく必要があります。

【施策の方向】

障がいのある人に対する情報提供を確保するため、広報紙等の音訳化を継続して行い、ICTや福祉用具による情報提供体制の整備に取り組みます。また、障がいの特性に応じて、講演会や研修会への手話通訳者、要約筆記者の派遣を実施します。

視覚障がい者や聴覚障がい者に対する点字や音声、手話等による情報支援のため、市役所等の窓口業務の円滑化等に必要な情報支援機器やソフトウェア等の整備を推進します。

【主な取り組み】

- 補装具費、日常生活用具費給付による必要な福祉用具の購入助成（生活福祉課）
- 障がいのある人のコミュニケーション手段の調査・研究（生活福祉課）
- 市ホームページにおける、ウェブアクセシビリティへの対応（企画政策課）
- 読書バリアフリーの推進（文化・スポーツ振興課）

基本目標 6. 個々の状況に応じた就労支援を行う ～雇用・就労の促進～

<関連するSDGsの目標>



①障がいのある人の就労に対する理解促進

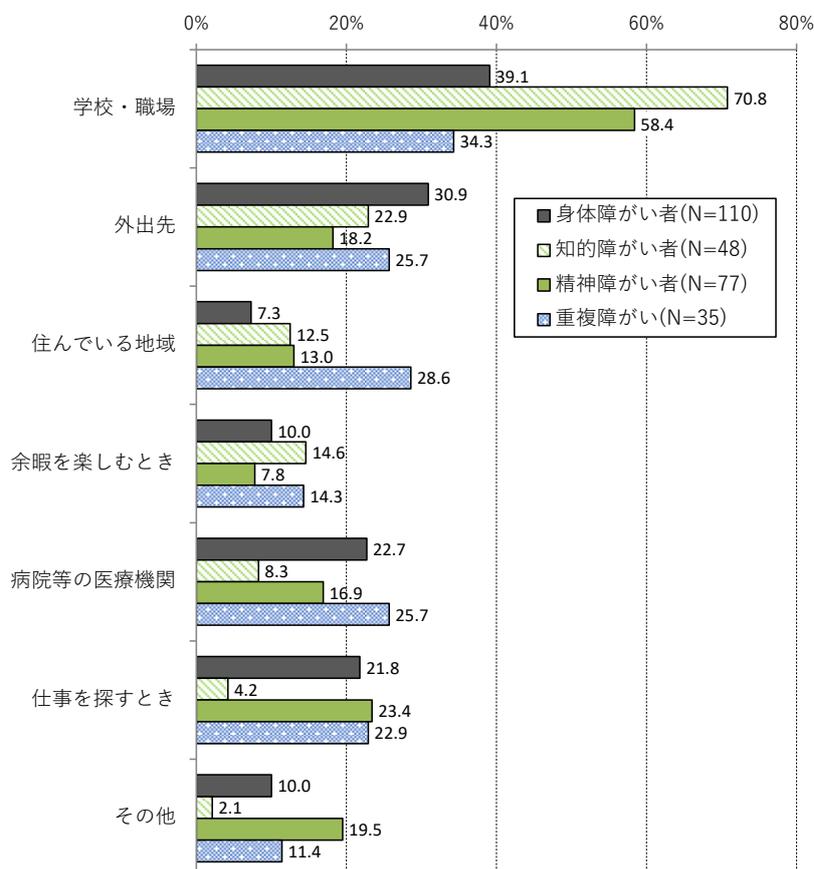
【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会をつくるには、住民一人ひとりが障がいや障がいのある人に対する理解を深めることが必要です。また、働くことを望んでいる人の誰もが就業の機会を保障されなければなりません。障がいのある人が職業に就き、社会経済活動に参加することは社会にとっても有益なことであり、地域でいきいきと生活していくための生きがいにもなります。しかし、雇用や就労の場において差別や偏見を感じている障がいのある人は多く、理解や啓発が十分とは言えないのが現状です。

アンケート調査によると、知的障がい者の70.8%、精神障がい者の58.4%が「学校・職場」で差別を感じたことがあると回答しています（図表39）。

今後も、障がいのある人の雇用促進の充実に向け、障がいや障がいのある人への理解や就労環境の改善促進に取り組んでいく必要があります。

図表 39 障がいを理由とした差別を受けた場所



【施策の方向】

ハローワーク等との連携により、障がいや障がいのある人への理解や就労環境の改善促進のための啓発活動を行うことで、障がいのある人のさらなる就労の拡大を図ります。

【主な取り組み】

- 障がい者雇用に関する啓発（生活福祉課）
- 障がいのある人に対する理解促進・啓発（生活福祉課）

②多様な雇用・就労の促進

【現状と課題】

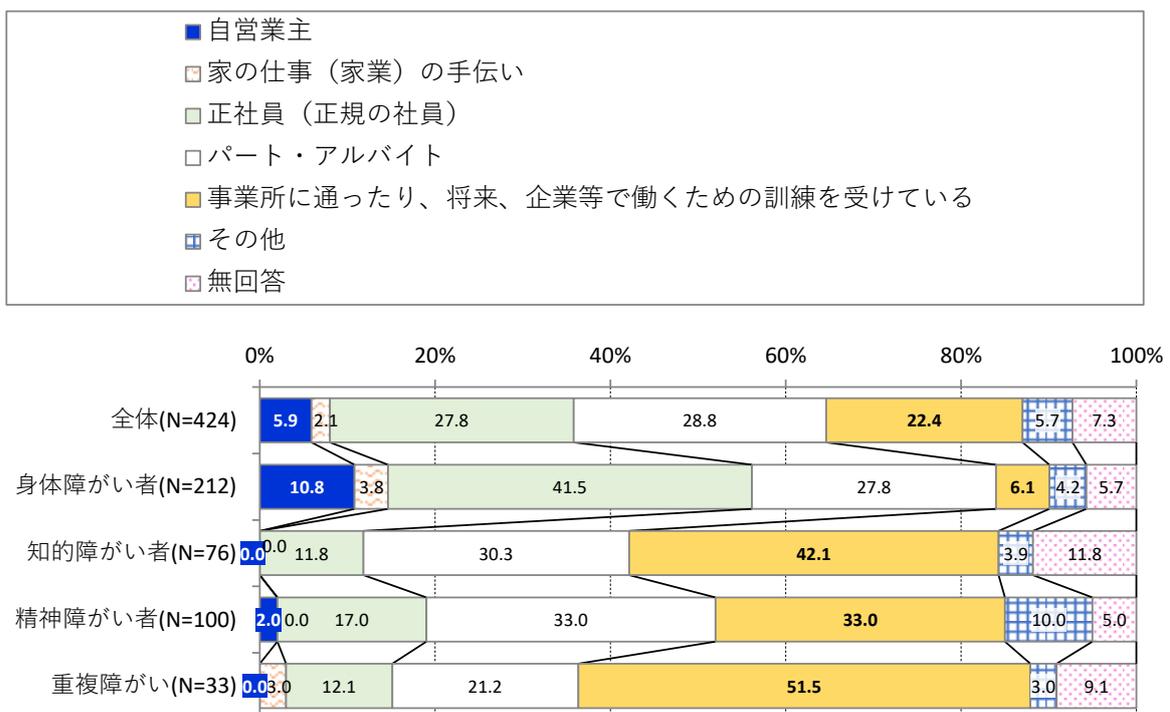
働くことを望んでいる人のだれもが就業の機会を保障されなければなりません。障がいのある人が職業に就き、社会経済活動に参加することは地域でいきいきと生活していくための生きがいに繋がり、社会にも有益なことです。能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用や福祉的就労の促進に努めるなど、障がいのある人の雇用機会の拡大を図っていく必要があります。

アンケート調査によると、現在、「就業経験はあるが、現在は仕事をしていない」、「仕事は過去からずっとしたことがない」と回答した人は全体の約7割（図表19）、今後の就労意向について「働きたい（働き続けたい）」と回答した人は約4割となっています（図表20）。就労形態についてみると、身体障がい者では「正社員」が最も多くなっている一方、知的障がい者、精神障がい者では正社員として働いている人の割合は少なく、多くの人がいわゆる福祉的就労となっています（図表40）。

事業所調査でも、筑紫野市が障がいがあっても暮らしやすいまちになるために取り組む必要がある分野について53.6%が「労働・雇用の支援」と回答しており、具体的に必要な取り組みとして、「雇用の創出、働く場の充実」といった回答があがっています（図表27）。

一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障がいへの理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があるほか、福祉的就労における工賃向上のため、就労施設における事業改革や受注拡大への取り組み等が必要となっています。

図表 40 就業の形態



【施策の方向】

障がいのある人が就労できるよう、ハローワーク等と連携し、労働環境の改善、職場・職種開発等働く場の拡大や環境の改善を働きかけ、安定した雇用ができるよう努めるとともに、障がいの特性に応じた訓練の場の提供、様々な勤務形態の普及を事業所等に働きかけます。障がい福祉サービスにおける訓練事業についても、制度を周知し、利用促進に努めます。また、働く意欲がある障がいのある人の就労の機会を拡大するため、引き続き市職員の採用については、障がい者雇用率を遵守するとともに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が平成25年4月から施行されたことから、市の業務委託や物品の調達について方針を策定し、障がい者施設からの調達を推進します。

【主な取り組み】

- 障がい者雇用に係る各種助成制度の情報の周知（生活福祉課）
- 市職員における障がい者雇用率の遵守及びさらなる積極的な障がい者雇用の検討（人事課）
- 各種就労支援事業の実施・検討（生活福祉課）
- 障がい者就労施設等への業務委託や物品の調達の推進（全課）

③就労定着への支援

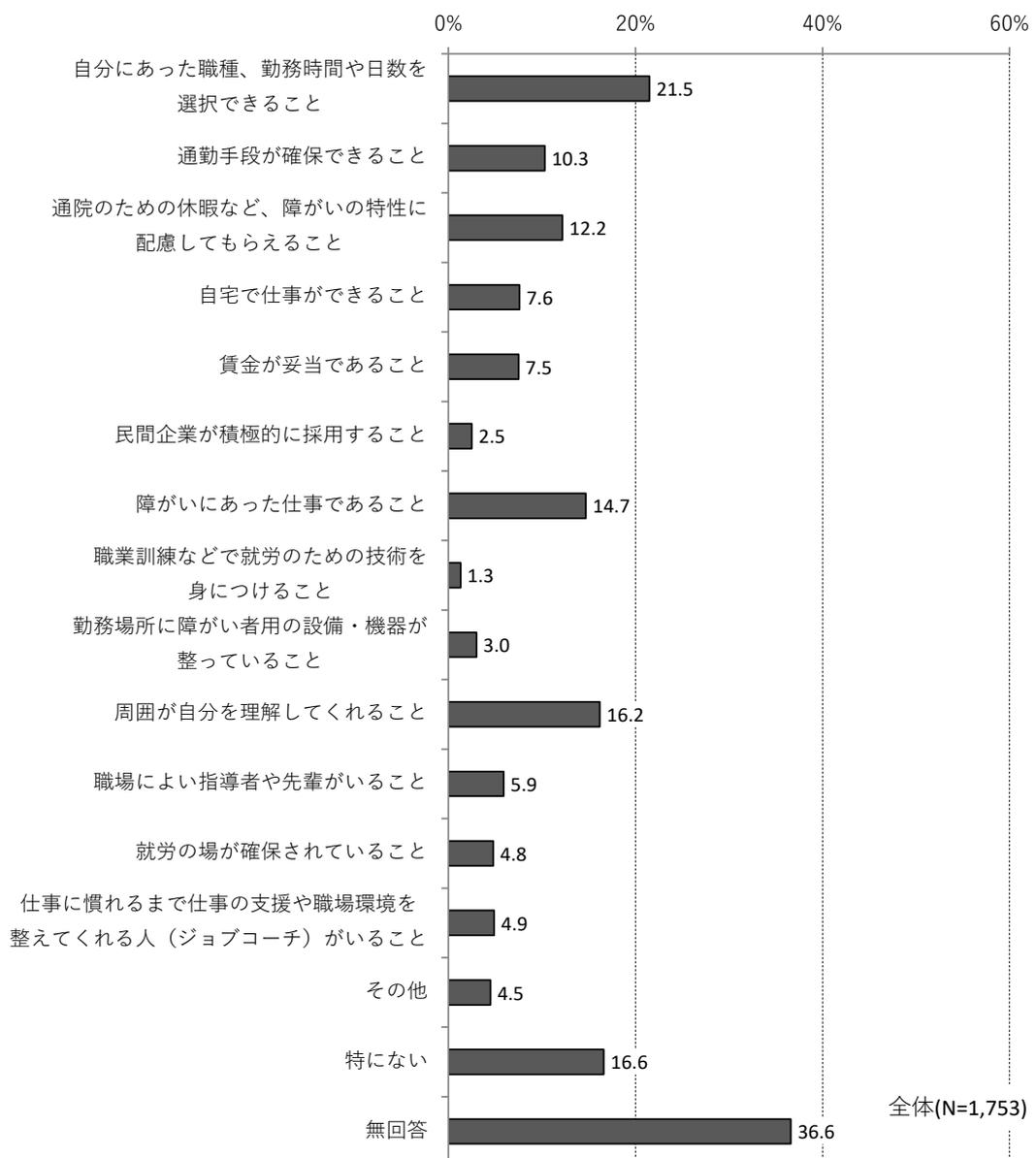
【現状と課題】

働くことを望む障がいのある人の就労機会の確保に努めることはもちろん、就労の定着に向けた支援も必要です。就労への支援体制は整いつつありますが、離職率は高い状況にあります。

アンケート調査によると、就労継続のために必要な条件について、「自分にあった職種、勤務時間や日数を選択できること」「障がいにあった仕事であること」「周囲が自分を理解してくれること」等の回答が多くなっています（図表 41）。

様々な障がいのある人が就労を継続するためには、就労した後の生活上の支援ニーズも多様化すると予測され、就労に伴う環境変化等に対応した支援が必要です。

図表 41 働くために必要だと思う条件



【施策の方向】

障がいのある人と事業主に対し、雇用の前後を通じて障がいの特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行う障害者就業・生活支援センター（通称：なかぼつ）と連携し、一般就労者の定着を支援します。

また、一般就労をした障がいのある人が就労を継続できるよう、障がい福祉サービスにおける就労定着支援の利用を促進します。

【主な取り組み】

- 障害者就業・生活支援センターの活用促進（生活福祉課）
- 就労定着支援の利用促進（生活福祉課）

基本目標 7. 地域で安心して暮らせる環境づくりを支援する ～福祉のまちづくり～

<関連するSDGsの目標>



①福祉のまちづくりの推進

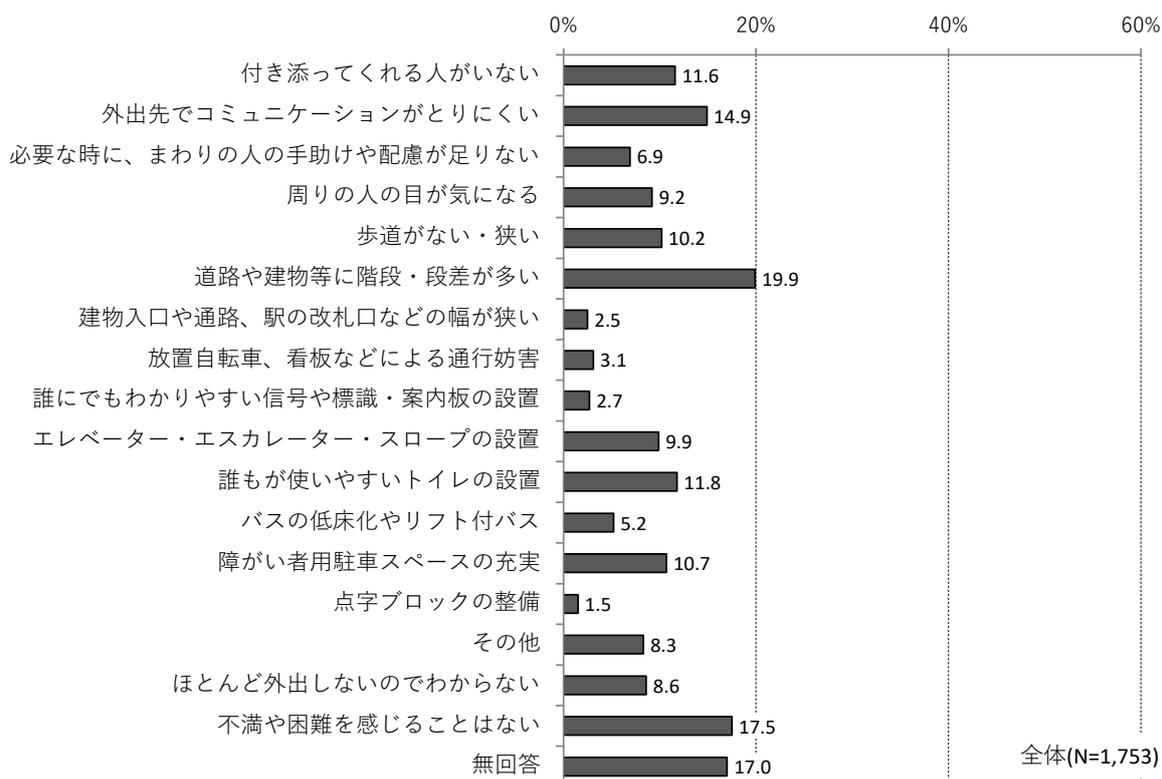
【現状と課題】

障がいのある人が自立し安心して生活できる住環境の確保は、障がいのある人のみならず介護者への支援になります。また、建築物や公共交通機関のバリアフリー化を推進することは、誰もが利用しやすい、生活しやすいまちづくりへとつながります。しかし、施設等のアクセシビリティに配慮すべき箇所は依然として多く残されているのが現状です。本市では、「バリアフリー法」や福岡県福祉のまちづくり条例^{*21}等に基づき、公共施設の新築や改修等の際にはバリアフリー化を図ってきました。

アンケート調査によると、外出時に困ることとして、「道路や建物等に階段・段差が多い」の回答率が高くなっており、バリアフリーに対応していないことが、外出の妨げになっていることが分かります（図表 42）。

障がいのある人の行動範囲を拡げ、社会参加を促進するためにも、道路や建物のバリアフリー化など、外出しやすい環境づくりが重要です。

図表 42 外出の際に困ること



【施策の方向】

既存の施設や新たに建設する施設のバリアフリー化を行う際には、障がいのある人の立場に立った利用しやすい施設を目指し、障がいのある人の意見を積極的に反映させるとともに、案内・誘導装置の設置や障がい者用駐車場の確保、スロープの整備、全ての人に配慮した使いやすいトイレの整備などを推進します。また、民間施設等に対しても、ユニバーサルデザイン^{※22}の考え方に基づくバリアフリー化を働きかけます。

【主な取り組み】

- バリアフリー法、福岡県福祉のまちづくり条例等に基づく計画的な整備の推進（管理保全課、都市計画課、土木課）
- 「筑紫野市交通等バリアフリー基本構想^{※23}」に基づくバリアフリー化の推進（危機管理課、管理保全課、土木課）
- 公共施設等のバリアフリー化の推進（管理保全課、土木課）

②交通移動サービスの推進

【現状と課題】

鉄道やバス路線等の公共交通機関は、障がいのある人の行動範囲を広げる大切な移動手段であり、利用しやすい環境整備を働きかけていく必要があります。

アンケート調査によると、外出時の交通手段として、知的障がい者・精神障がい者では「自転車・徒歩」に次いで、「電車・バス」の回答率が高くなっています（図表 21）。

また、自由回答では、バス路線の見直しや充実を求める意見が多くあがっている他、移動交通費の助成について支援の充実を求める意見が多くありました。

障がいのある人の移動手段の確保は個々の場面において様々な困難があることから、生活する地域の交通事情に則した移動の支援策を講じる必要があります。

【施策の方向】

重度障がい者に対する福祉タクシー利用券の交付等、各種制度の周知に努めます。また、公共交通に関しても、障がいのある人にも配慮し、計画の策定等を行います。

【主な取り組み】

- 「すこやかライフガイドブック」の配布及び周知（生活福祉課）
- 重度障がい者に対する福祉タクシー利用券の交付（生活福祉課）
- 身体障がい者の自動車運転免許取得に要する費用の一部を助成（生活福祉課）
- 自動車の運転に必要な改造に要する費用の一部を助成（生活福祉課）
- 障がいのある人にも配慮した地域公共交通計画※²⁴の検討（企画政策課）
- コミュニティバス利用者への運賃割引の実施（企画政策課）

③住宅環境整備の推進

【現状と課題】

本市では、高齢者等住宅改修費助成について、市のホームページや介護保険制度パンフレット等にて周知を図っています。

アンケート調査の自由回答では、市営住宅、障がい者用住宅、バリアフリー住宅の整備を求める意見や、家賃等の公的補助を望む意見などがあがりました。

今後も、障がいのある人が生活する住宅や環境などについて、より安全で快適な場所に改善するため、障がいのある人の住宅改造費の助成や改修資金の貸付制度などの周知を図り、その利用を促進する必要があります。

【施策の方向】

障がいのある人の身体状況や家族の介護に配慮した住環境を整備するため、居室、トイレ、浴室、階段等の改造や手すり、スロープ等の改修費用を助成します。

【主な取り組み】

- 住宅改造費用助成制度^{※25}の充実と周知（高齢者支援課、生活福祉課）

④防犯・防災対策の推進

【現状と課題】

全国各地で地震や豪雨災害などによる被害が頻発しており、本市においても、平成30年7月豪雨により大きな被害がありました。近年では、毎年のように各地で大規模な災害が発生しており、本市の障がいのある人の災害に対する不安感は増大しているものと考えられます。

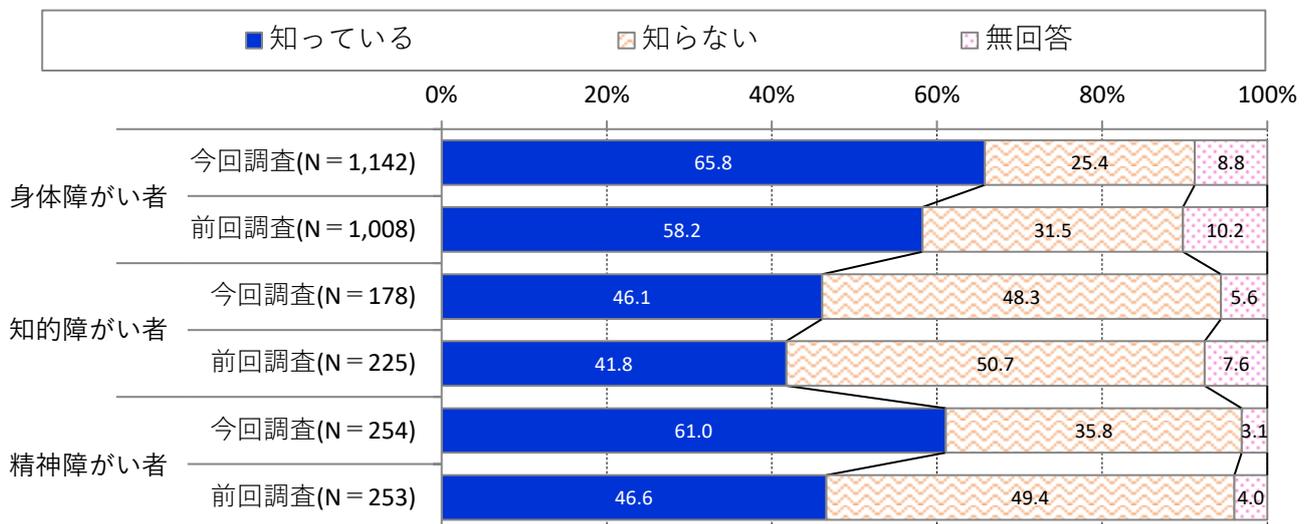
アンケート調査によると、地震など災害発生時に一人で避難することについて、「避難できないと思う」の回答率は、身体障がい者で42.9%、知的障がい者で56.7%、精神障がい者で27.6%となっており、身体障がい者、知的障がい者で高くなっています（図表22）。また、災害等の緊急時に身近に頼れる人がいるかをたずねた設問では、「必要だがいない」の回答率が精神障がい者で最も高くなっています（図表23）。

一方で、災害発生時の避難場所について、「知っている」と回答した人は、いずれの障がい種別でも前回の調査から増加しており、防災意識が高まっていることが分かります（図表43）。

防災に対する意識啓発や大規模災害時における初動活動を円滑に行うためには、地域での日頃からの見守りが必要です。

また、日常的な防犯活動も重要であり、日頃から障がいのある人に対する防犯知識の普及、支援体制の充実など、地域における防犯対策を推進する必要があります。

図表 43 災害発生時の避難場所を知っているか



【施策の方向】

障がいのある人の防犯・防災に関する知識の普及と意識向上を図るため、ハザードマップ^{※26}の配布等により啓発に努めます。

また、障がいのある人だけでなく、子どもや高齢者が地域で安心して暮らせるよう、自治会、民生委員・児童委員と連携して要配慮者を地域全体で見守る「見守りネットワーク」を構築し、日常の見守りや災害等緊急時の避難誘導體制の整備に努めます。

安否確認や急病等の緊急時に対応できる仕組みを構築するとともに、障がいのある人の防災訓練への参加促進を通じて障がいのある人とない人が地域でともに支え合う体制づくりを目指します。

さらに、避難後の支援として、福祉避難所^{※27}として利用可能な施設の選定と指定について検討し、避難所の整備にあたっては、段差の解消、手すりや誘導装置、障がい者用トイレの設置など施設の環境について配慮します。また、避難所での視覚障がい者・聴覚障がい者への情報提供方法についても配慮します。

【主な取り組み】

- 見守りネットワークの推進（高齢者支援課、生活福祉課）
- 避難路、避難場所の周知及び普及啓発の推進（危機管理課）
- 障がいのある人を含めた防災訓練への参加促進（危機管理課）
- 地域ぐるみにおける防犯・防災体制の促進と普及啓発の推進（危機管理課）
- 緊急通報システムの充実及び緊急時の連絡体制の強化（高齢者支援課、生活福祉課）
- 「地域包括ケアシステム^{※28}」推進に向けた民生委員・児童委員、福祉委員等及び地域住民相互の安否確認体制づくりの推進（高齢者支援課）
- 福祉避難所の設置増（危機管理課）
- 障がいのある人を含む高齢者等避難情報の適切な発令（危機管理課）

⑤虐待防止の推進

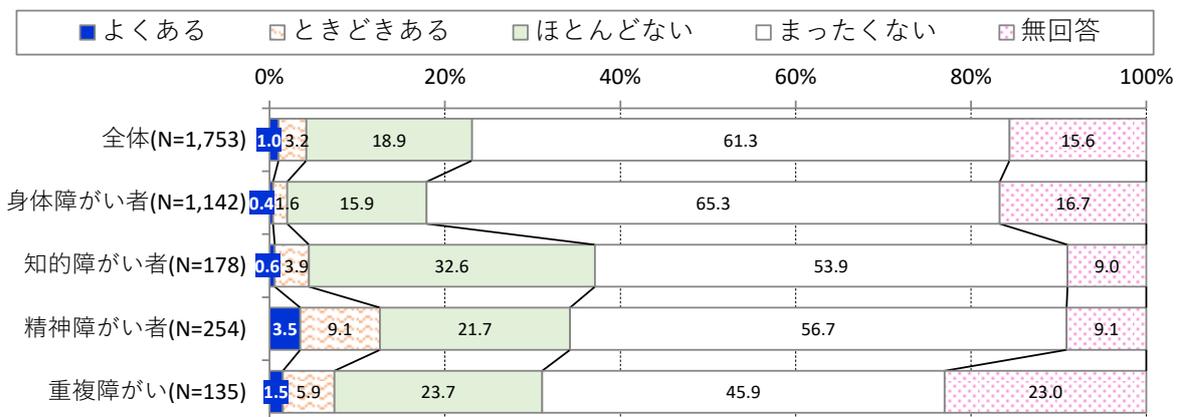
【現状と課題】

障がい者虐待については、障がいのある人への虐待防止の更なる推進のため、令和3年度の障がい福祉サービス等報酬改定において事業所の運営基準が見直され、それまで努力義務とされていた福祉事業所の従事者への研修の実施、虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置・開催及び検討結果の従業者への周知徹底、虐待の防止等のための責任者の設置が全ての施設・事業所で義務化されました。

障がいのある人に限らず、虐待を行うことは深刻な人権侵害であり、犯罪行為です。しかし、アンケート調査によると、知的障がい者の4.5%、精神障がい者の12.6%が、これまでに障がいを理由とする虐待を受けたことが「ある」と回答しており、障がいのある人に対する虐待は少なからず存在していることが分かります（図表44）。

家庭、障がい福祉施設、職場において虐待を見つけた人は市町村等に通報の義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行うとともに、障がい福祉施設・事業所等への虐待防止の取り組みの強化に努め、障がいのある人が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現を目指す必要があります。

図表 44 障がいを理由とした虐待の経験



【施策の方向】

障がいのある人への虐待について、「障害者虐待防止法」により、虐待を発見した人は速やかに市町村への通報義務があることから、制度の周知徹底を図ります。

また、自立支援協議会を通じて、障がいのある人の権利擁護に関する調査・研究を継続して行っていきます。

【主な取り組み】

- 障がい福祉サービス事業所等に対する虐待疑いに関する市町村への報告義務の周知徹底（生活福祉課）
- 自立支援協議会での障がいのある人の権利擁護の調査・研究（生活福祉課）

⑥交通安全体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人が、安心して街中を移動できるためには、バリアフリー化や道路環境の整備等を推進するとともに、障がいのある人が安全に外出できるよう、当事者からの意見を踏まえ、道路等の生活空間を整備していく必要があります。

障がい種別のニーズの違いに配慮しつつ、標識等の整備充実を図るとともに、歩道や点字ブロック上の放置自転車や違法駐車をなくすよう、関係団体や関係機関との連携強化と、市民モラル向上のための広報活動が求められます。

【施策の方向】

障がい種別のニーズの違いに配慮しつつ、利用しやすい標識等の整備充実を図ります。歩道や点字ブロック上の違法駐車や放置自転車をなくすよう、関係団体や関係機関との連携強化や市民モラル向上のための広報活動を行います。

【主な取り組み】

- 警察と連携した歩道や点字ブロック上の違法駐輪等の取り締まりの実施（管理保全課）

第6章 計画の推進

1. 計画の進行管理及び点検、評価体制

本計画に掲げられた施策を実施していくために、計画の進行管理については、「PDCA サイクル」に基づき、事業の推進と進捗状況の把握を行うとともに、この計画の進行管理の点検及び評価を行います。各年で、実施（Do）した内容を把握、評価（Check）し、障害者施策推進協議会の委員に報告の上、意見を求め、障がい者施策がスムーズに進行できるよう事業体制や内容の改善（Action）等を行います。

2. 関係機関との連携

行政と市社会福祉協議会、社会福祉施設及び障がい者団体などの関係機関との連携強化により、各種施策の円滑な推進に努めます。

3. 国、県等に対する要請（要望）

障がい者施策は国、県の制度に基づくものが多岐にわたるため、必要に応じて各種制度の充実に関して要請していきます。

4. 市職員の教育

障がい者施策は、市役所内各課において実行されるものです。このため、研修等を通じ、障がいや福祉に対する市職員の教育を進めます。

用語解説集

用語	説明
※1 ノーマライゼーション	障がいの有無にかかわらず、誰もが同じように暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けて様々な社会条件を整えていこうとする考え方。
※2 ダブルケア	子育てと親や親族等の介護が同時期に発生する状態。
※3 ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
※4 インクルージョン	直訳で、「包括」を意味する言葉。全ての人が尊重され、個性や能力、考え方を認め合いながら個々が能力を発揮して活躍できている状態のこと。
※5 インクルーシブ	インクルージョンと同様、包括的などという意味。インクルーシブな社会とは、「あらゆる人が孤立、排除されないように援護し、社会の構成員として、支え合う」社会のことをいう。
※6 アクセシビリティ	アクセシビリティ（accessibility）とは、「近づきやすさ」「接近容易性」を意味する英単語で、年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう。
※7 ICT	ICT（Information and Communication Technology）とは、情報通信技術を活用したコミュニケーションのこと。また、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。
※8 リハビリテーション	計画等に基づき、障がいのある人の身体的、精神的、社会的な自立能力の向上や心身の機能回復を目指すこと。
※9 地域共生社会	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、高齢者・障がい者・子育て等の制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとともに創っていく社会を目指すもの。
※10 訪問系サービス	訪問介護員等が障がい者の居宅に訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯及び掃除等の家事並び生活等に関する相談及び助言その他生活全般に渡る援助を行うサービス。
※11 日中活動系サービス	在宅等から施設へ通い、施設で目的に応じて日中活動を提供するサービス。
※12 在宅障がい者通園事業	障がいのある人の自立と社会参加を促すため、市内に居住する在宅障がい者等に対して、日常生活や療育、社会適応等の訓練を行うサービス。

用語	説明
※ 13 地域包括支援センター	地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防に関する必要な援助等を行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置する機関のこと。
※ 14 計画相談支援事業所	市町村から指定を受けた「指定特定相談支援事業者」の相談支援専門員が、障がい福祉サービス及び地域相談支援を利用する障がいのある人に対してサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案の作成やサービス等の利用状況の検証に基づく計画の見直しを行うサービス。
※ 15 訪問入浴サービス	居宅での入浴が困難な重度障がい者等の居宅を訪問し、入浴等の介護を行うサービス。
※ 16 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針	国が、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるにあたって示した基本的な方針。
※ 17 居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援などの障がい福祉サービス。
※ 18 医療的ケア児	人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
※ 19 障がい児通所給付事業	通所または訪問による療育・訓練等の支援を受けている障がい児の保護者に対し、サービス利用費の一部を給付する事業。
※ 20 インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みとされている。
※ 21 福岡県福祉のまちづくり条例	高齢者や障がいのある人等が他の人々と同じように生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方を基に、社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを取り除いていこうという「バリアフリー」の考え方を基本理念とし、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児をつれた人等をはじめ全ての県民が日常生活、社会活動をしていく上でのバリアとなるものを取り除き、社会、文化、経済等あらゆる分野の活動に自らの意思で参加できる、いきいきとした地域社会を築くことを目指すことを目的とした条例。
※ 22 ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰にでも利用可能であるようにデザインすること。
※ 23 筑紫野市交通等バリアフリー基本構想	高齢者や障がい者のみならず、全ての人が円滑に移動できる社会（バリアフリー）を推進するために、バリアフリー法に基づき、交通等のバリアフリー化の基本方針、整備計画、重点整備地区等を定めたもの。

用 語	説 明
※ 24 地域公共交通計画	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき市町村が作成する計画。地域交通法の理念や、地域公共交通計画作成・運用に関する基本的な考え方、地域公共交通計画の作成・運用を行う上で必要な調査・分析の手法、法定協議会の設立・運営等について定める。
※ 25 住宅改造費用助成制度	在宅で生活する障がい者等に対して、障がいに配慮した住宅に改造するための費用を助成する制度。
※ 26 ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。
※ 27 福祉避難所	一般の避難所での避難生活が困難な高齢者、障がい者、乳幼児その他のいわゆる要配慮者のための避難所。
※ 28 地域包括ケアシステム	介助や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供されるように整備された地域の体制のこと。

第4期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画

令和6年4月

筑紫野市 健康福祉部 生活福祉課

〒818-8686 福岡県筑紫野市石崎 1-1-1

TEL : 092-923-1111 FAX : 092-923-5230



マスコットキャラクター「つくしちゃん」